

平成22年第1回定例会（2月）

愛知県後期高齢者医療広域連合議会会議録

愛知県後期高齢者医療広域連合議会

平成22年第1回愛知県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録 第1号

議事日程

平成22年2月10日（水曜日）午後2時開議 メルパルク名古屋3階「カトレア」

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 諸般の報告
- 第5 同意第1号 監査委員の選任に関し同意を求めることについて
- 第6 承認第1号 平成21年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の専決処分に関し承認を求めることについて
- 第7 議案第1号 愛知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第8 議案第2号 愛知県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第9 議案第3号 愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第4号 愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第5号 平成21年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第3号）
- 第12 議案第6号 平成21年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
- 第13 議案第7号 平成22年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 第14 議案第8号 平成22年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
- 第15 一般質問
- 第16 請願第1号 後期高齢者医療制度の保険料に関する請願書
- 第17 請願第2号 資格証明書の発行を行わないことを求める請願書

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（32名）

1番 諸 限 修 身	2番 渡 辺 宣 之
3番 後 藤 正 夫	4番 鈴 木 喜 博
5番 伊 藤 伊 佐 夫	6番 太 田 考 則
7番 朽 本 敏 子	8番 近 藤 秀 樹
9番 丹 羽 茂 雄	10番 山 本 芳 照
11番 吉 川 景 男	12番 堀 寄 純 一

13番	本 田 博 信	14番	竹 内 貞 和
15番	久 田 昭 一	16番	鈴 木 勝 彦
17番	坂 井 一 志	18番	鈴 木 三津男
20番	太 田 博 康	21番	加 藤 芳 文
22番	丸 山 繁 治	23番	野 中 泰 志
24番	伴 捷 文	26番	鈴 木 義 彦
27番	岡 本やすひろ	28番	中 里 高 之
29番	水 平 かずえ	30番	桜 井 冶 幸
31番	ひざわ 孝 彦	32番	林 孝 則
33番	田 口 一 登	34番	渡 辺 房 一

欠席議員（2名）

19番	山 田 慶 勝	25番	夏 目 忠 男
-----	---------	-----	---------

説明のため出席した者

広域連合長	佐 原 光 一
副広域連合長	江 戸 満
事務局長	羽 谷 篤
事務局次長	村 井 昭 文
会計管理者	山 田 茂
総務課長	加 藤 日出次
管理課長	黒 柳 哲 禎
給付課長	鈴 木 敏 夫
庶務グループリーダー	牧之瀬 篤 史
保険料グループリーダー	早 川 直 厚

職務のため出席した者

議会事務局長	加 藤 日出次
議会事務局書記	夏 目 守 雄
議会事務局書記	岸 田 裕 夫

平成22年第1回愛知県後期高齢者医療広域連合議会定例会

平成22年2月10日（水）

午後2時00分 開会

○議長（諸隈修身） ただいまの出席議員数は32名であります。

議員定数34人中、半数以上の議員の皆様方が出席されており、地方自治法第292条において準用する同法第113条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから平成22年第1回愛知県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会します。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりとなっております。

日程第1、「議席の指定」を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、お手元に配付しております議席表のとおり議長において指定いたします。

次に、日程第2、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議規則第74条の規定により、本定例会の会議録署名議員を議長から指名いたします。

20番、太田博康議員及び21番、加藤芳文議員をお願いいたします。

次に、日程第3、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日1日としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（諸隈修身） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、日程第4、「諸般の報告」を行います。

山田慶勝議員及び夏目忠男議員から、本日は欠席する旨の届け出がありました。

また、議案説明のため、地方自治法第292条において準用する地方自治法第121条の規定により、広域連合長以下関係職員の出席を求めました。

広域連合監査委員より報告された例月出納検査の結果については、その写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

ここで、広域連合長からあいさつしたい旨の申し出がありますので、これを許可いたします。

○広域連合長（佐原光一） 議長、広域連合長。

○議長（諸隈修身） 佐原広域連合長。

（佐原広域連合長 演壇であいさつ）

○広域連合長（佐原光一） 広域連合長の佐原でございます。

愛知県後期高齢者医療広域連合議会定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、広域連合議会の定例会をお願いいたしましたところ、皆様方におかれましては、

大変ご多用にも関わらずご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、民主党を中心とした新政権が発足して5カ月余りが過ぎましたが、この間、マニフェストで廃止とされておりました後期高齢者医療制度につきましては、今年の11月に厚生労働省において高齢者医療制度改革会議が設置され、精力的に検討が進められております。昨日も、制度の基本的枠組み及び運営主体のあり方を議題といたしまして、第3回目の改革会議が行われたと聞いております。この改革会議には、全国後期高齢者医療広域連合協議会の代表が、また、知事会の代表として神田愛知県知事も委員として参画をされております。いずれにいたしましても、私どもといたしましては、国の制度改革の動向を見守りながら、現行制度の的確な運営を行って参りたいと存じます。

本日の定例会におきましては、監査委員の選任、後期高齢者医療に関する条例の一部改正及び平成22年度当初予算などにつきましてご審議をお願い申し上げます。これら議案の中で保険料率の改定に関しましては、私ども広域連合の剰余金の活用に加え、愛知県で管理をしております財政安定化基金について、その拠出金の積み増し及び取り崩しについて特段の配慮をお願いするために、1月22日に、愛知県市町会、愛知県町村会の代表とともに愛知県知事へ要望を行うなどして被保険者の皆様にご負担いただく保険料の上昇抑制を図ったところでございます。

本日は多くの議案を上程させていただいておりますが、何とぞよろしくご審議いただき、適切なお議決を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、甚だ簡単ではございますが、私のごあいさつとさせていただきます。

○議長（諸隈修身） 次に、日程第5、同意第1号「監査委員の選任に関し同意を求めることについて」を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、22番、丸山繁治議員の退席を求めます。

（丸山繁治議員 退場）

○議長（諸隈修身） 本件について、提案理由の説明を求めます。

○広域連合長（佐原光一） 議長、連合長。

○議長（諸隈修身） 佐原広域連合長。

○広域連合長（佐原光一） 同意第1号「監査委員の選任に関し同意を求めることについて」、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書Iの1ページ、議案参考資料1ページをご覧ください。

広域連合の監査委員につきましては、広域連合規約第16条第1項におきまして2人と定められており、同条第2項におきまして、いわゆる識見を有する者及び広域連合議員のうちからそれぞれ1人を選任することとされております。このうち、広域連合議員から選任されておりました兵藤祐治議員が、今年の11月12日に新城市議員の任期が満了となり、広域連合議員職を離れましたので、新たに広域連合議会議員のうちから選任するものとして、愛知県市議会議長会及び愛知県町村議会議長会からのご推薦をいただきました丸山繁治議員を監査委員に選任いたしたくご提案申し上げます。

丸山繁治氏は、人格高潔で、豊富な議員経験をお持ちの方であり、監査委員の適任者と存じます。選任について、議会のご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（諸隈修身） 提案理由の説明が終わりました。本件については、質疑及び討論

の通告はございませんでしたので、これより採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(諸隈修身) ご異議なしと認めます。よって、本件は同意することに決定しました。

退席中の丸山繁治議員の入場を許可します。

(丸山繁治議員 入場)

○議長(諸隈修身) ただいま選任同意されました監査委員の丸山繁治議員からごあいさつがございます。

丸山繁治議員。

○22番議員(丸山繁治) ただいま皆様方のご賛同をいただき、監査委員に選任いただきました丸山繁治でございます。私は、新城以北の高齢化率の高い地域から参っております。前任者の兵藤議員の残任期間を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

もとより監査の必要性和重要性をかんがみ、微力ではございますが、誠実かつ公正な立場から監査委員という職務を全うして参りたいと存じます。何とぞ皆様方には今後ともご指導、ご鞭撻のほど、よろしく願い申し上げまして、大変簡単ではございますが、監査委員就任のあいさつにかえたいと思います。よろしく願いいたします。(拍手)

○議長(諸隈修身) 次に、日程第6、承認第1号「平成21年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)の専決処分に関し了承を求めることについて」を議題といたします。

事務局から提案理由の説明を求めます。羽谷事務局長。

○事務局長(羽谷篤) 議長、事務局長。承認第1号「平成21年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)の専決処分に関し承認を求めることについて」提案理由のご説明を申し上げます。

議案書Iの3ページの方をご覧いただきたいと思います。

これは、平成21年11月18日付で連合長によります専決処分をしたものについて承認を求めるものでございます。

専決処分の内容でございますけれども、恐れ入ります、議案参考資料の3ページの方をご覧いただきたいと思います。

昨年の8月に開催されました平成21年度第2回定例会におきまして、補正予算としてお認めいただきました高額療養費特別支給金970万円につきまして、その所要額が330万円増加する見込みとなり、総額で1,300万円の経費が必要となりました。

また、支給金の初回の支給日となります平成21年12月1日の支給日が1,069万2,000円となりまして、予算額970万円を上回ることとなりましたことから、時期的に議会の開催が困難でありまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、広域連合長におきまして増額補正予算の専決処分を行ったものでございます。

このため、地方自治法第179条第3項の規定によりまして、今議会に報告し、承認をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（諸隈修身） 本件については、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決いたします。

承認第1号「平成21年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の専決処分に関し承認を求めることについて」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（諸隈修身） 起立多数です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第1号「愛知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

○事務局長（羽谷篤） 議長、事務局長。

○議長（諸隈修身） 羽谷事務局長。

○事務局長（羽谷篤） 議案第1号「愛知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」、ご説明を申し上げます。

議案書Iの17ページの方をご覧いただきたいと思います。この条例は、愛知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例と関連する他の2つの条例を改正する一括条例案でございます。

改正の内容でございますけれども、議案参考資料の5ページをお願いさせていただきたいと思います。広域連合の勤務時間を1週間当たり40時間から38時間45分に、1日当たり8時間から7時間45分に短縮するものでございます。

これは平成20年の人事院勧告に基づくものでありまして、国家公務員につきましては平成21年4月から、それから、愛知県職員におきましては平成22年1月から既に実施されております。また、県内56市町村におきましても短縮が図られるという状況になりましたので、広域連合におきましても所要の改正をお願いするものでございます。

なお、開庁時間についての変更はございません。

この改正にあわせまして、愛知県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業に関する条例及び同職員の給与に関する条例につきましても、関係規定を改正するものでございます。

なお、条例の施行日は、平成22年4月1日からとさせていただきます。

説明は以上でございます。

○議長（諸隈修身） これから質疑を行います。

議案第1号に関して、5番、伊藤伊佐夫議員から通告がありましたので、質疑を許します。5番、伊藤伊佐夫議員。

○5番議員（伊藤伊佐夫） 議長、5番、伊藤伊佐夫。議長のお許しをいただきましたので、先に通告いたしました議案第1号「愛知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休憩等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」、質問をさせていただきます。

質問1、国家公務員は、人事院勧告により、平成21年4月から勤務時間が1時間45分短縮されたのに、なぜ愛知県の人事委員会は勤務時間の短縮を見送ったのか。通常、国家公務員に準じて地方公務員の時間短縮をされるのが普通であるが、その理由を伺いたい。

質問2、今回、昼の休憩時間を1時間にする提案であるが、仕事の効率を上げるため、以前は午後3時に15分の休憩時間を設けていた。国家公務員の休憩時間が昼45分にな

ったときには、外食する人が減り、外食産業界から昼の休憩時間を1時間にするようにとの要請があったとの報道があるが、そういう理由も含まれるのか。

また、今後、休憩時間を設けることはないのかについてお伺いをしたい。

質問3、給与は労働の対価と言われるが、勤務時間が短縮されることによって給与が引き下げられることはないのか。

以上3点について質問させていただきます。よろしく申し上げます。

○事務局長（羽谷篤） 議長、事務局長。

○議長（諸隈修身） 羽谷事務局長。

○事務局長（羽谷篤） ただいま勤務時間の短縮に関しましてのご質問がございました。1点目の愛知県人事委員会が勤務時間短縮を見送った理由についてということでございます。

これにつきましては、平成20年10月8日付の県人事委員会の勧告でございます、職員の給与等に関する報告及び勧告におきまして、愛知県の民間の所定労働時間は1日当たり7時間47分、1週間当たり38時間57分ということで、全国の平均より若干長いということになっている。それから、県外の民間の所定労働時間の設定状況についても、民間の従業員の約半数が、愛知県職員の勤務時間と同様に、1日当たり8時間、1週間当たり40時間ということであったことから、勤務時間の短縮を勧告しておりません。

しかしながら、愛知県当局におきましては、その後、他県の実施状況を調査するなどいたしまして全国的な状況を踏まえまして、平成22年、本年の1月から勤務時間の短縮を実施したと、このように聞いております。

次に、2点目の休憩時間を1時間とした理由についてでございますけれども、勤務時間短縮の15分を調整するに当たりまして、本広域連合においては、開庁時間を現行どおり、今の規定から変えないということにしておりまして、その分、昼の休憩時間を15分、勤務時間を短縮するために休憩時間を15分延長したというものでございます。

ご指摘のような、外食産業界からの要請等は特に承知はいたしておりません。

また、休憩時間に関しましては、民間企業の事務部門においてはほとんど普及していない制度でございます。公務員優遇との批判を受けたことから、国におきましては平成18年の7月に、愛知県においても平成19年の4月にこの制度を廃止しておりますので、本広域連合においても休憩時間を設けるということは考えておりません。

次に、3点目の給与についてであります。平成20年の人事院勧告による国家公務員の勤務時間短縮につきましては、民間との所定勤務時間との均衡を図るということを目的として実施したものでありまして、国、県とも勤務時間短縮による給与引き下げは行っておりません。従いまして、本広域連合におきましても、勤務時間の短縮により給与を引き下げるということは考えておりません。

以上でございます。

○議長（諸隈修身） 通告のございました質疑は以上ですので、これで質疑を終わります。

討論の通告はございませんでしたので、これより採決いたします。

議案第1号「愛知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休憩等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願

ます。

(賛成者起立)

○議長（諸隈修身） 起立多数です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第2号「愛知県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

○事務局長（羽谷篤） 議長、事務局長。

○議長（諸隈修身） 羽谷事務局長。

○事務局長（羽谷篤） 議案第2号「愛知県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」をご説明申し上げます。

議案書Ⅰの21ページをご覧くださいと思います。

この条例は、広域連合職員等の旅費の支給に関するもので、改正内容は、旅行雑費の支給額を減額するものでございます。

議案参考資料の方の11ページになりますけれども、ご覧くださいと思います。

県外旅行における旅行雑費の支給額を県内旅行と同額の1日200円に改正するものでございます。

広域連合職員の旅費につきましては、愛知県職員等の旅費に準拠して支給することとしておりまして、今般、愛知県の職員等の旅費に関する条例が改正されたことから、提案するものであります。

なお、条例の施行期日は平成22年4月1日でございます。

説明は以上でございます。

○議長（諸隈修身） 本件については、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決いたします。

議案第2号「愛知県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（諸隈修身） 起立多数です。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第3号「愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

○事務局長（羽谷篤） 議長、事務局長。

○議長（諸隈修身） 羽谷事務局長。

○事務局長（羽谷篤） 議案第3号「愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、ご説明を申し上げます。

議案書Ⅰの25ページをお願いいたします。

議案書の提案理由にありますように、保険料率の改定と平成22年度の保険料負担の軽減を実施するために改正するものでございまして、次ページ以降に改正条例案がございませぬ。

改正の概要でございますが、恐れ入ります、議案参考資料の13ページの方をご覧くださいと思います。

概要でございますが、後期高齢者医療制度の保険料率は、2年度ごとの財政運営期間で定めることになっておりまして、今回、22年度及び23年度の保険料率を改正するものでございます。

保険料率につきましては、そこに記載のとおり、所得割率を7.85%、被保険者均等割額を4万1,844円といたしまして、不均一地区の保険料率につきましても、表にお示しのように改定するものでございます。

また、保険料軽減措置につきましても、被用者保険の被扶養者と、それから、所得の低い方に対します21年と同様の措置を22年度以降も行うということで、この軽減を継続するものであります。

参考資料の15ページの方をご覧くださいと思います。

左側は、算定の仕組みでございますが、医療給付費等の費用見込み額に対しまして、財源といたしまして、市町村、国、県等の公費負担、それから、支援金、保険料、こういうものがございます。この保険料は、費用のおおむね1割ということになっております。

右側の算定に当たっての数値であります。表にありますように、20、21年度に比べまして、22、23年度の見込みは、医療費を始めまして、いずれも増加している状況であります。

次に16ページをご覧くださいと思います。

国の試算によりますと、保険料の見込みは全国ベースで約14.2%アップということになっておりまして、その要因といたしまして、1人当たり医療費の伸びによるものが4.6%の増、後期高齢者負担率の上昇によるものが2.6%の増、平成20、21年度における医療給付費の算定期間が23カ月であったことによる4.3%の増、最後に、所得の減少が見込まれることによります2.0%の増加をその要因として上げております。このため、国からは保険料増加抑制に向けまして、剰余金等の活用と県財政安定化基金の活用の要請がございました。

本広域連合におきましては、県との協議を進めまして、ページ左下でございますように、剰余金として17億円の活用、県の財政安定化基金への積み増しと取り崩しで92億円の活用を図ることとなったものであります。

右側のページ、フロー図でございますけれども、県の財政安定化基金には、国、広域連合、県が3分の1ずつ積み立てた上で、約20億円を基金に残した残りの92億円を広域連合に交付して、保険料の上昇抑制を図るということにしております。

続いて17ページの保険料の算定でございます。

右側をご覧ください。中段の矢印が3つございます。左側が保険料（ア）当初試算でございます。1人当たりの保険料が当初試算では8万2,867円となりまして、21年度に比べて11.99%の増となっております。真ん中の（イ）の剰余金等の活用を行った場合には8万1,923円となりまして、この場合でも10.71%の増となります。

今回の改定では、一番右側の（ウ）剰余金等と財政安定化基金の活用の2つを行うこととしておりまして、剰余金の17億と基金の92億を投入いたしまして、平均保険料は7万7,658円、21年度に比べまして4.95%の増というところまで抑制することができたものでございます。

次の18ページであります。保険料の軽減につきましては、9割軽減を始めといたし

まして、概念図のとおり 8.5 割軽減、5 割軽減、2 割軽減、所得の 5 割軽減というようなものが講じられております。また、右側の年金収入別の保険料額の 21 年度の比較でありますけれども、最初の夫の年金収入 79 万円のケースでは、年間の保険料が、夫と妻ともに 4,000 円から 4,100 円になる。次の年金収入 168 万円のケースで見ますと、夫は 1 万 1,500 円から 1 万 2,100 円、妻は 6,000 円から 6,200 円となりまして、一番下の年金収入 250 万円のケースでは、夫は 1 万 2,200 円から 1 万 7,900 円、妻は 4 万 100 円から 4 万 1,800 円となるようなモデルのケースを示させていただいております。

説明は以上でございます。

○議長（諸隈修身）　これから質疑を行います。

議案第 3 号に関しまして、21 番、加藤芳文議員、33 番、田口一登議員から通告がありましたので、質疑を許します。

○21 番議員（加藤芳文）　21 番、加藤芳文。

○議長（諸隈修身）　21 番、加藤芳文議員。

○21 番議員（加藤芳文）　それでは、議案第 3 号について、6 点質問が通告してありますので、質問させてもらいます。

1 点目として、国の試算によると、保険料が全国ベースで約 14.2% 増加すると見込み、その内訳は、1 人当たり医療費の伸びで約 4.6% 増、後期高齢者負担率の上昇で約 2.6% 増、算定期間の伸びで約 4.3% の増、所得減少等で約 2.0% 増とあります。しかし、これらを足しても 14.2% にならない訳でして、その辺の理由を伺いたい。

2 点目、愛知県の広域連合は、当初試算で平成 21 年度に比べ 11.99% 増と見込んでいましたが、増加原因の内訳はどのようなか。全国ベースに比べ低いのが、その理由は何か。

3 点目、被保険者均等割額 4 万 1,844 円、1 人当たり平均保険料 7 万 7,658 円は、全国の都道府県と比べ、どの位置にあるか。また、最も多くの人が払う保険料、最頻値と、真ん中の人払う保険料、中央値の額はどのようなですか。

4 点目、剰余金や財政安定化基金の活用により、最終的に保険料率のアップは対 21 年分で 4.95% に抑えられた訳です。この上昇率は、他の都道府県と比べてどのようなですか。国は、上昇率をおおむね 5% 以内にするよう指導したと聞くが、その辺は事実でしょうか。

5 点目、財政安定化基金への拠出率を 0.09% から 0.25% へ引き上げるが、広域連合の負担分はどのようにして捻出するのか。

6 点目、均等割額の 2 割、5 割、8.5 割、9 割軽減対象者の数と軽減額をどのように予測するか。また、所得割額についてはどのようなですか。

以上です。

○事務局長（羽谷篤）　議長、事務局長。

○議長（諸隈修身）　羽谷事務局長。

○事務局長（羽谷篤）　保険料に関しまして 6 点ほどのお尋ねがございました。

まず、1 点目の国の試算の 14.2% の問題でございます。これにつきましては、それぞれの伸び率を順に掛け合わせたというものでございまして、具体的には、平成 21 年度を 100 とした場合、1 人当たり医療費の伸び率 4.6%、これを掛けますと 104.6 になります。それに後期高齢者医療負担率の伸び率 2.6% を掛けますと 107.3、さらに医

療給付費の算定期間の増の4.3%を掛けて111.9、最後に所得減少による伸びの2.0を掛けると114.2となりまして、国の言っておる14.2%の伸びということになる訳でございます。

次に、本広域連合の当初試算についてでございますけれども、後期高齢者負担率の増と、それから、医療給付費の算定期間の増、これは全国统一でございますので、国と私ども、同じものでございますので、これはそのまま使っております。これは増加要因の1つでございます。

それから、もう一つの要因であります1人当たり医療費の伸びにつきましては、当県の医療費実績を元に私どもで算出したところ、おおむね国が示す伸び率の4.6%と同じということで、4.6%というふうになっております。

なお、国との違いでございますけど、国が示しております所得の減少による保険料の増加要因、これが2.0%と言われておりますけど、これにつきましては、所得に関する算定方法が国のほうから示されていないということでございまして、当広域連合での試算においては、これについての増加は考慮せずに計算したものでございます。

次に、3点目の保険料の全国との比較でありますけれども、申し訳ございません、これは、現在ほとんどの広域連合が定例会開催前で、私ども比較できる情報が、あるいは資料がございませんので、ご了承を賜りたいと思います。

また、私どもの保険料で最も多くの方が払う保険料の額はどれだけかということでございます。保険料額の階層別に被保険者がどのくらいおみえになるかということを見てみましたところ、いわゆる9割軽減に該当する方が被保険者全体の約27.2%となっております、このくらいの方々が一番多くなっております。従いまして、9割軽減の該当者ということになりますと、保険料は4,100円の方が一番多いという形になります。それから、2番目に多い階層は均等割額のみの方でございました。3番目は8割5分軽減に該当する方々が含まれておりました。

次に、保険料の中央値であるということで、真ん中の人は幾らの分に該当するんだということでございます。保険料の階層別に低い額から順にずっと積み上げて参りますと、被保険者全体、68万4,000人の真ん中ということで、34万2,000人目の方を引っ張り出しますと、その方の額は、均等割額のみの方でございまして、これは4万1,800円ということになります。

4点目の本県の4.95%に対する他の広域連合との比較の状況でございますけれども、これも、先ほど申し上げましたように、情報等把握しておりません。しかしながら、新聞情報などによりますと、大阪府は約5.1%の増だと。それから、長野県が約4.9%の増。北海道で約5.0%、東京都で約4.9%の上昇率になるというふうに私ども承知はさせていただいております。

また、国が上昇率をおおむね5%以内とするように指導を行ったのかのお尋ねでございますけれども、国からは、剰余金を活用してもなお5%以上の保険料上昇が見込まれる場合は、県と協議して財政安定化基金の活用を検討するようにと。それによりまして保険料の上昇を抑制するようという事務連絡による通知を受けているところでございます。

最後、6点目でございます。均等割額の軽減対象者についてでございますけれども、これは、平成21年度の軽減対象者の実績、これに22年度の被保険者数の伸び率等を通じ

まして算出させていただいております。また、軽減総額につきましても、算出されました軽減対象者数に軽減額を乗じた額の総額とさせていただいております。

所得割額の軽減対象者と軽減総額についても、同様の方法で算出をさせていただいております。

済みません、失礼いたしました。5番目にいただいております財政安定化基金の引き上げに対する広域連合の負担分についてということでのご質問を飛ばしました。失礼いたしました。

財政安定化基金への拠出金につきましては、県が条例で制定する拠出率に基づきまして私どもの保険料で賄う、こういうことになっております。

なお、拠出金として県に納入した後、広域連合、県、国の負担分を合わせた3倍の金額が基金から私ども広域連合に交付金として交付されると、こういう仕組みになっておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（諸隈修身） 加藤芳文議員。

○21番議員（加藤芳文） 2点ばかり再質問させていただきましますけれど、3点目の質問について、所得減少に伴う保険料の増加を試算で考慮していないと答弁があったと思うんですが、国の示す数値2.0%で仮に計算した場合、2年間での保険料徴収不足額はどれほどになるか。

今後、広域連合の運営に支障を来すおそれがないか。

6点目の質問で、具体的に軽減対象者数とその軽減総額がどれほどになるかお伺いします。

○事務局長（羽谷篤） 議長。

○議長（諸隈修身） 羽谷事務局長。

○事務局長（羽谷篤） 再度のお尋ねでございます。

1点目の所得減少に伴う試算についてでございますけれども、先ほどの当初試算において、所得の減少による増加要因を考慮しなかったというふうに答弁させていただきましたけれども、これは、国が保険料の上昇要因となる所得の伸び率を明示していないということでご答弁をさせていただきました。要するに反映できなかったと、そういう意味でございます。

今回の所得割率の算定に使用しました1人当たり被保険者所得は、前回の保険料算定時の所得からおおむね4.5%程度減少しているという所得データを元に算定をしております。国がやっておる所得の減という要素につきましては、私ども独自の試算によりまして所得減少分を織り込んだ保険料とさせていただいております。

従いまして、今後の運営に当たりまして、これら保険料の徴収不足の影響は特にないものと考えております。

次に、軽減対象者の数でございます。均等割額の軽減におきましては、9割軽減対象者数は10万8,300人を見込みまして、軽減総額が42億9,000万円余でございます。それから、8割5分、8.5割軽減対象者数は7万8,500人、総額29億円分。5割軽減対象者数は1万3,400人、軽減額2億8,000万円余。2割軽減対象者は4万2,700人で、軽減総額3億5,000万円余となっております。また、所得割額の軽減対象

者は6万900人ということで、軽減総額は7億2,000万円余という形になっておりますので、ご了承願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（諸隈修身） 続いて、33番、田口一登議員。

○33番議員（田口一登） 議長、田口。

後期高齢者医療に関する条例の一部改正について質問します。

本件は、平成22年度及び23年度の保険料について、均等割額を1,669円引き上げて4万1,844円、所得割率を0.42%を引き上げて7.85%に改定するものです。保険料は、1人当たり、平均で年額3,660円、4.95%の値上げとなります。

昨年の総選挙後、後期高齢者医療制度の廃止をマニフェストに掲げた民主党を中心とする新政権が誕生し、多くの国民は、この制度はすぐに廃止されるだろうと期待していました。ところが、鳩山政権は廃止を4年先送りする方針を決めました。後期高齢者医療の保険料は2年ごとに改定され、値上げになりますので、廃止を先送りする間に2度の保険料値上げが後期高齢者の暮らしを直撃することになります。

高齢者の方の声を紹介したいと思います。老人は金持ちに思われています。現在の制度は、老人から金を取れという制度です。大半が年金生活者であり、年金額はほとんど増えていないにも関わらず、私の場合、介護保険料、国民健康保険料、固定資産税、住民税など総額は平成15年に比べると約2倍になっています。

これは、昨年10月21日に広域連合が開いた後期高齢者医療制度に関する懇談会のある委員の方の発言です。広域連合のホームページに掲載されていたので紹介させていただきました。この懇談会では、他の委員から、保険料が高いということでみんなで審査会に申し立てをしましたが、結局は広域連合条例に基づいた決定という理由ですべて却下されてしまい、つらい思いをいたしましたという意見も出されています。

この4月から保険料が値上げされると、負担がさらに増え、高齢者に一層つらい思いを強いることにはありませんか。国が先送りするとはいえ、制度そのものを廃止するというのなら、国と愛知県にさらなる財政支援を求めるなどして保険料は据え置くべきではありませんか。保険料値上げに対する連合長の認識を伺います。

保険料値上げの要因は、大きく2つあると思います。1つは、後期高齢者の人口の増加。もう一つは、医療費の増加です。他の医療保険でも医療費の増加が保険料値上げに影響しますが、人口が増えることで値上げになるというのは、75歳という年齢で区切って囲い込む後期高齢者医療制度だけあります。後期高齢者の人口の増加割合に伴う値上げ分、すなわち後期高齢者負担率の上昇は約2.6%と見込まれています。

厚生労働大臣は、昨年の臨時国会で、後期高齢者医療制度は、75歳以上の病院に行く頻度の高い方だけを区切った制度であるので保険料が急上昇すると認め、保険料上昇の負担を少しでも抑制していく措置を概算要求に盛り込んだと答弁していました。厚生労働省は、昨年10月26日、各広域連合に対して、後期高齢者負担率の上昇による保険料の増加分について国庫補助を行うことを検討していると、この事務連絡を出していました。ところが、国の来年度予算案には値上げを抑制する予算が盛り込まれていません。国会で答弁し、広域連合に通知していたにも関わらず、結局国庫補助を行わない。鳩山政権が制度の廃止を先送りし、しかも、廃止するまでの間は負担を抑制する措置をとるといったこと

もやらないのは、国民の願いを裏切る二重の後退だと言わなければなりません。保険料値上げの抑制は地方に押しつけられました。厚生労働大臣は、現在開かれている国会で、広域連合が財政安定化基金を使ったら、同じお金を国庫から負担すると弁解しましたが、財政安定化基金は、3分の1は保険料負担にはね返り、3分の1は都道府県の負担であり、国は3分の1しか負担しません。本広域連合も、財政安定化基金の積み増しと取り崩しによって保険料の上昇を一定程度抑制するとしていますが、それでも約5%の値上げになるのです。

そこで、連合長にお尋ねします。国庫補助を行うことを検討していると国から連絡を受けたにも関わらず、国庫補助がつかなかったことに対して、広域連合としても失望されたのではないかと思います。来年度予算に保険料値上げを抑制する予算を盛り込まなかった国の姿勢についてどのようにお考えですか。政府が75歳という年齢で区切る制度の欠陥を認識しているのなら、保険料増加分については国が負担すべきです。国に対して少なくとも後期高齢者負担率の上昇分ぐらいは国庫補助をつけるよう国に要望すべきではありませんか、お答えください。

保険料値上げを抑制するためには、国からの財政支援を求めるとともに、愛知県に対してもさらなる財政支援を求める必要があります。この点で、私はこの間の定例会でも質問して参りましたが、愛知県から健診事業への補助を得ることもその1つだと考えています。昨年8月の定例会では、連合長も、県からの健康診査事業に対する財政支援をお願いするため、健康診査事業に対する公費助成について格別のご配慮を賜りたい旨の要望書を愛知県知事に対して提出したと答弁されました。今回の保険料改定に当たって、愛知県はこの要望にこたえてくれたのでしょうか。そうでなければ、引き続き愛知県に対して健康診査事業への補助を要請すべきではないでしょうか。連合長の答弁を求めて、私の第1回目の質問を終わります。

○広域連合長（佐原光一） 議長、広域連合長。

○議長（諸隈修身） 佐原広域連合長。

○広域連合長（佐原光一） ご答弁申し上げる前に一言おわびを申し上げます。

マイクが外れることを知らなかったものですから、先ほど監査委員の選任についてのご説明を着席したまましてしまいました。まことに申し訳ありませんでした。とりわけ議長、そして丸山監査委員には心からおわびを申し上げます。

それでは、先ほどご質問のありました今回の保険料改定に関しましての3点のご質問につきましてお答えをさせていただきます。

まず最初に、1問目の保険料の増に対する認識ということでございます。

後期高齢者医療制度が平成25年3月末に廃止される見込みの中で、平成22年度、23年度の2カ年分の保険料改定を行うということになりますが、1人当たりの医療費の増加などによりまして、被保険者の皆さんにご負担していただく保険料は、前年度に比較して、計算上、約12%も増加することが見込まれたというところでございます。

連合長といたしましては、加入されている皆さんに不安や混乱を生じさせることがないよう、可能な限り保険料負担の増加を抑制していくことが必要であると強く認識をしているところでございます。このため、厚生労働大臣に対しまして、全国の広域連合とともに保険料の増加抑制への財政支援がなされるよう強く要望したところでございます。

また、神田愛知県知事に対しましても、県が管理しております財政安定化基金を保険料の増加抑制に活用できるよう要望したところでもございます。その結果といたしまして、県の財政安定化基金への積み増し及びその取り崩しによりまして財政支援を受けることができ、高齢者の皆さんの保険料負担につきましては、前年度に比較いたしまして約5%の増に抑えることができましたのでご理解を賜りたいと、そのように存じます。

続きまして、国の姿勢についてということのお尋ねについてでございます。

制度が廃止される見込みという、こういった状況の中での保険料改定を迎え、保険料増加分につきましては、国が相応の財政措置を講ずるものと思っておりましたことから、厚生労働大臣に対しまして、保険料率上昇要因の1つであります後期高齢者負担率を現行のまま維持することということについても強く要望してきたところでございます。このように保険料が増加する分は国が財政措置を行うべきとの思いでありましたが、結果といたしまして財政措置が得られなかったことは大変遺憾であると、そのように存じております。

そして、最後、3点目の健診事業への県の補助についてということでございます。

健康診査事業に対します愛知県の財政支援につきましては、昨年7月に被保険者の方々の保険料負担を少しでも軽減して実施できますよう要望書を提出しましたところでございますが、残念ながら愛知県から補助をいただくことはできませんでした。しかしながら、平成22年、23年度を財政運営期間とする保険料率算定におきまして、保険料の増加抑制策として、財政安定化基金を増額の上、当広域連合に交付金としていただくこととなりました。これは保険料負担の軽減につながるもので、間接的ということではあります。健康診査事業への財政支援の要望にも配慮をしてくださったものと認識をいたしております。

以上でございます。

○33番議員（田口一登） 議長。

○議長（諸隈修身） 田口一登議員。

○33番議員（田口一登） 連合長が不安や混乱を生じさせることがないように保険料増加を抑制することが必要だという認識を示されましたけれども、約5%に抑えたから不安や混乱を生じさせないと言えるのでしょうか。もちろんですね、国が財政措置を講じなかった、これは連合長も大変遺憾であると述べられましたけれども、だからといって5%でいいのかということです。

例えば、夫の年金が250万円、妻の年金が80万円以下の夫婦世帯の場合、後期高齢者医療の保険料値上げ額は、夫婦合わせて7,400円です。一方、名古屋市では、来年度から市民税10%減税が実施されますが、この世帯の場合ですと、減税額は3,400円です。河村たかし名古屋市長の鳴り物入りの10%減税で税金が安くなる分よりも、後期高齢者医療の保険料の値上げ分のほうが2倍以上も多いのです。市民税減税の恩恵は、保険料値上げで吹き飛び、負担が増えます。ですから、約5%という値上げ幅は決して小さなものではありません。それでも、連合長は、今回の保険料値上げ幅は、高齢者の方々に不安や混乱を生じさせるような値上げ幅ではないとお考えでしょうか。

先ほども紹介しましたが、広域連合が開いた懇談会の席上でも、保険料が高いということで審査会に申し立てをしたと。しかし、却下され、つらい思いをしたと委員の方がこう語っておられます。保険料が高いなどの理由で不服審査を請求された方は、この2年間に

470人余りに上っているとお聞きをいたしました。私は、今回の保険料値上げは、さらにつらい思いを後期高齢者に強いるものだと思います。連合長はそのようにお感じになりませんか、お答えください。

○広域連合長（佐原光一） 議長、連合長。

○議長（諸隈修身） 佐原広域連合長。

○広域連合長（佐原光一） 保険料の値上げで、料率についての再度のお尋ねということでございます。

今回の保険料改定の中で、当初、前年度と比較しまして私どもが試算しましたところ、約12%、そういった大幅な伸びが見込まれました。そのような中で、結果として4.95%までに抑制することができ、とりあえず東京、大阪と同程度の上昇率となることができました。さまざまな上昇要因がある中で、結果として9割軽減に該当する方の保険料が年間で100円の増、8.5割軽減に該当する方では年間で200円の増、そういったところまで抑えることができたと考えております。

このようなことから、可能な限り被保険者の皆さんに不安や混乱を生じさせない対応ができたものと考えております。ご理解を賜りたいと存じます。

○33番議員（田口一登） 議長。

○議長（諸隈修身） 田口一登議員。

○33番議員（田口一登） 私は、5%という保険料値上げは、不安や混乱を生じさせるものだと思います。東京や大阪と同程度の上昇率だと答弁されましたが、東京都では均等割額は据え置いたんです。ですから、約6割の方は保険料が据え置きになると聞いております。全国の広域連合の中には、福井県などのように保険料を据え置くところがあります。埼玉県や神奈川県では保険料を引き下げると聞いています。本県では、財政安定化基金を積み増しして取り崩すといっても、全部取り崩す訳ではありません。約20億円残るんです。21年度末の積立金は約24億円ということですから、この率に対して、今度積み立てて、積み増しして取り崩しても20億円まだ残るんですよ。これをもっと取り崩すなどして努力をすれば、そして、せめて均等割だけでも据え置くことができれば、低所得者にとっては保険料を値上げしなくても済むんです。さらに国や愛知県に財政支援を求めて、保険料は据え置くべきであるということを申し上げて質問を終わります。

○議長（諸隈修身） 通告のございました質疑は以上ですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。33番、田口一登議員、23番、野中泰志議員から討論の通告がありましたので、討論を許します。33番、田口一登議員。

○33番議員（田口一登） 議長、田口。後期高齢者医療に関する条例の一部改正に対して反対の立場から討論を行います。

反対する理由は、後期高齢者医療の保険料を値上げし、加入者の方々に重い負担を強いることになるからです。

今、年金で暮らすお年寄りは、年金から、税金は言うに及ばず、介護保険料、国民健康保険料、75歳以上の方は後期高齢者医療保険料を差し引かれ、しかも、その額は年々重くなっています。中でも後期高齢者医療の保険料は、高齢者の人口や医療費の増加に伴って2年ごとに保険料が上昇するという過酷な仕組みになっています。ここに75歳という

年齢で区切って高齢者を囲い込む、この制度の大きな弊害の1つがあります。こんな姥捨て制度は直ちに廃止すべきであります。

今回の保険料値上げは、財政安定化基金の積み増しと取り崩しなどによって、当初の試算よりも値上げ幅を抑制したとはいえ、財政安定化基金を約20億円も積み立てたままにするなど、値上げ抑制の努力は不十分だと言わなければなりません。約5%という保険料値上げは、後期高齢者の方々にさらにつらい思いを強いるものであり、到底認める訳には参りません。

以上の反対理由を申し上げて討論を終わります。

○議長（諸隈修身） 23番、野中泰志議員。

○23番議員（野中泰志） 23番、野中。私は、議案第3号「愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、賛成の立場から討論を行います。

今回の条例改正は、2年に一度の保険料率の改定を行うことと、保険料の軽減措置を21年度と同様に継続して実施する規定を設けるものであります。保険料率については、算定期間が1カ月分多いことによる増や現役世代との負担の公平を図るための後期高齢者負担率の増、さらには増加傾向にある医療費のはね返りといった要因によりまして、当初の試算では1人当たり保険料は、平成21年度と比較して約12%程度増加するとのことであります。しかしながら、広域連合の余剰金等の活用や県の財政安定化基金の活用という手法が可能となったことから、当局において積極的に県との協議を行った結果、保険料の上昇抑制に向けて最大限活用できる見通しとなり、最終的に保険料は、21年度と比べ4.95%の増となったものであります。

保険料の増については個々の被保険者に関わってくるものであり、できるだけ影響が少ないことが望ましい訳ではありますが、先ほど申し上げました算定期間の増だけで4.35%上昇するという状況の中、今回の改定では極力その上昇を抑制したものであると考えます。

次に、保険料の軽減措置については、現在の軽減策をそのまま継続するものであり、所得の低い被保険者の方々や被用者保険の被扶養者であったの方々に対する配慮が引き続きなされており、そうした方々におかれましては、今回の保険料率の改定の影響が少なくなることから、必要な措置であるものと考えます。

また、ただいまは急を要する今回の改正に反対をすとの討論をされましたが、私としては、この制度を維持するために取り組んでいる関係者の努力を評価すべきであり、今回の内容を無にすることは被保険者の不安につながるものと考えます。

以上のことから、私は、議案第3号「愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、賛成するものであります。

○議長（諸隈修身） 討論を終わり、これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第3号「愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（諸隈修身） 起立多数です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第4号「愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

○事務局長（羽谷篤） 議長、事務局長。

○議長（諸隈修身） 羽谷事務局長。

○事務局長（羽谷篤） 議案第4号「愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について」、ご説明を申し上げます。

議案書Ⅰの29ページをご覧いただきたいと思います。これは、平成22年度以降も継続実施する保険料軽減措置の財源といたしまして特例基金を一部取り崩すことから、基金の条例に関しまして条例で規定するものでございます。

また、本条例の執行を現行規定の平成23年3月31日から制度廃止予定の平成25年3月31日に変更するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（諸隈修身） 本件については質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決いたします。

議案第4号「愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（諸隈修身） 起立多数です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第5号「平成21年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第3号）」と、日程第12、議案第6号「平成21年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）」の2件を一括議題とします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

○事務局長（羽谷篤） 議長、事務局長。

○議長（諸隈修身） 羽谷事務局長。

○事務局長（羽谷篤） 議案第5号と議案第6号の2件につきましてご説明を申し上げます。

まず初めに、議案第5号「平成21年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第3号）」についてでございます。

恐れ入ります、議案書Ⅱの方でございます。Ⅱの1ページ、よろしく願いいたします。第1条にありますように、補正額は34億4,848万円を増額するものでございます。補正後の予算は86億3,868万3,000円ということになります。

少し飛びまして8ページ、9ページのほうをお願い申し上げます。まず歳入でございますが、第1款、分担金及び負担金、第1項、負担金の第1目、市町村負担金におきまして、事務費負担金1億5,745万円の減額を、続きまして、第2款の国庫支出金、第2項、国庫補助金の第2目、民生費補助金において、高齢者医療制度円滑運営費臨時特例交付金の34億4,104万円、第6款、繰入金、第2項、基金繰入金の第1目、後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金において2,489万1,000円、第7款、繰入金、第1項、繰越金の第1目繰越金におきまして1億3,999万9,000円の増額をそれぞれお願いする

ものでございます。

次に、歳出でございますけれども、第2款、総務費、第1項、総務管理費の第1目、一般管理費におきまして3,244万円の増額、第3款、民生費、第1項、社会福祉費の第1目、老人福祉費によりまして、給付管理費2,500万円の減額及び後期高齢者医療制度臨時特例基金積立金として34億4,104万円の増額をお願いするものでございます。

補正の内容につきましては、議会の参考資料の方の27ページをご覧いただきたいと思っております。

歳入予算の(1)の事務費負担金の減額でございます。これにつきましては、20年度決算における剰余金及び後期高齢者医療制度の広報経費の国庫交付金が事務費負担金の財源に充当できるということになりましたので、市町村の事務費負担金を1億5,745万円ほど減額いたしまして、財源更生を行うものでございます。

(2)の高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金につきましては、今般の国の2次補正予算が成立いたしましたことから、低所得者の方々に対します22年度の保険料軽減措置の経費といたしまして本年度中に国から交付されますので、これを受け入れさせていただくというものでございます。

次に、28ページになりますけれども、(3)の後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金につきましては、臨時特例基金の対象として使用できる後期高齢者医療制度の広報経費等の額が確定いたしましたことから、この額を基金から一般会計に繰り入れるものでございます。

(4)の前年度繰越金は、決算における剰余金残額を予算化いたしまして、先ほどの事務費負担金の財源とするものでございます。

次に、29ページでございますけれども、歳出予算であります(1)の一般管理費の3,244万円は、市町村が実施した人間ドックや健康教育等の長寿健康増進事業に対する補助金でございます。

(2)の給付管理費でございますけれども、これは、協定保養所の利用助成金の実績見込みに応じまして減額させていただくものでございます。

(3)の後期高齢者医療制度臨時特例基金積立金は、歳入でご説明させていただきましたように、国の2次補正により交付金を受けますので、今年度中に受け入れましたものを改めて臨時特例基金に積み立てておくと、こういうものでございます。

次に、議案第6号「平成21年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)」でございます。

議案書Ⅱの11ページになりますのでご覧いただきたいと思っております。第1条にございますように、補正額は196億7,785万9,000円増額するもので、補正後の予算額は5,426億9,235万3,000円ということになります。

飛びまして、18、19ページに移らせていただきます。歳入でございますけれども、第1款、市町村支出金、第1項、市町村負担金の第2目、療養給付費負担金におきまして、療養給付費負担金の現年度分14億8,427万円を増額。第2款、国庫支出金、第1項、国庫負担金の第1目、療養給付費負担金において、療養給付費負担金現年度分44億5,281万円、第2項、国庫補助金の第1目、調整交付金で12億6,935万9,000円、第3目、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金で1億567万円。続きまして、第3款の

県支出金、第1項、県負担金の第1目、療養給付費負担金において、療養給付費負担金現年度分14億8,427万円。第4款、第1項、支払い基金交付金の第1目、後期高齢者交付金において、後期高齢者交付金現年度分85億9,259万7,000円。第5款第1項第1目、特別高額療養費共同事業交付金2,651万9,000円。次のページになりますけれども、第8款第1項第1目、繰越金におきまして22億6,236万4,000円の増額をそれぞれお願いするものでございます。

次の20、21ページでございますけど、歳出でございます。第1款、保険給付費、第1項、療養費の第1目、療養給付費で186億8,877万8,000円。第2目、訪問介護療養費で4億8,741万6,000円及び第2項、高額療養費療養諸費の第1目、高額療養費で4億7,514万6,000円。また、第3款第1項第1目の特別高額医療費共同事業拠出金で2,651万9,000円の増額をそれぞれお願いするものでございます。

補正の内容につきましては、議案書参考資料の31ページの方になりますけれども、歳入予算につきましては、歳出予算の療養給付費の増額補正に伴いまして、その財源といたしまして、市町村、国、県からの法定負担割合に応じた療養給付費の負担金の現年度分、国からの調整交付金、支払い基金からの後期高齢者交付金の現年度分及び国からの高齢者医療制度円滑運営事業費補助金、前年度繰越金をそれぞれ計上するものでございます。

次に、参考資料の33ページになるかと思えます。歳出予算でございますけれども、(1)の療養給付費を始めとします保険給付費につきましては、1人当たりの療養給付費等が、当初予算より約4.6%ほど増加する見込みでありますことから、これの支払いのためにそれぞれ増額するものでございます。

(2)の特別高額医療費共同事業拠出金は、全国の広域連合が国保中央会に拠出するもので、その拠出額が当初見込みより増加するという見込みになりましたことから、増額補正を行わせていただくということで計上したものでございます。

長々となりましたが、説明は以上でございます。

○議長（諸隈修身） 本件については、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決いたします。

まず、議案第5号「平成21年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第3号）」を採決いたします。

議案第5号「平成21年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第3号）」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（諸隈修身） 起立多数です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号「平成21年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）」を採決いたします。

議案第6号「平成21年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（諸隈修身） 起立多数です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第7号「平成22年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」を議題とします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

○事務局長（羽谷篤） 議長、事務局長。

○議長（諸隈修身） 羽谷事務局長。

○事務局長（羽谷篤） それでは、議案第7号「平成22年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」につきましてご説明を申し上げます。

議案書Ⅲの1ページになります。よろしくお願いたします。22年度の一般会計予算につきましては、第1条第1項にありますように、歳入歳出予算の総額は、それぞれ48億6,142万5,000円でございます。なお、第2条におきまして、一時借入金の限度額は1,000万円を設定させていただいております。

飛びまして、10、11ページの方をご覧いただきたいと思っております。歳入でございます。まず、第1款、分担金及び負担金、第1項、負担金、第1目の市町村負担金は、市町村からの事務費負担金といたしまして13億1,124万9,000円を計上してございます。

第2款、国庫支出金、第1項、国庫負担金、第1目、保険料不均一賦課負担金でございますけれども、これは県内の新城市、飛島村、東栄町、設楽町、豊根村の5つの市町村で保険料の不均一賦課を実施しておりますが、その賦課の差額分を国と県とで負担するという制度になっておりまして、その国の負担分が3,736万8,000円でございます。第2項、国庫補助金、第2目、民生費補助金の2,816万3,000円でございますけれども、これは、後期高齢者医療制度事業費補助金で1,716万3,000円、調整交付金で1,100万円を計上しているものでございます。

第3款、県支出金、第1項、県負担金、第1目、保険料不均一賦課負担金の3,736万8,000円ですけれども、これは、先ほどの不均一賦課負担金の県負担分でございます。

第4款、財産収入、第1項、財産運用収入、第1目の利子及び配当金ですが、これは臨時特例基金の運用利子でございまして、625万6,000円を見込んでおるところでございます。

12ページの第6款、繰入金、第2項、基金繰入金、第1目、後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金でございますが、平成22年度の保険料軽減措置に要する財源といたしまして、基金に21年度に積み立てられたものを取り崩しまして一般会計に繰り入れるものでございまして、34億81万8,000円を計上させていただいております。

次に、歳出予算でございます。14、15ページになりますけれども、まず、第1款の第1項第1目の議会費でございますが、これは、定例会、臨時会にかかります議員報酬、議会会場の借り上げ料といたしまして511万3,000円を計上させていただいております。

次に、第2款、総務費でございます。第1項、総務管理費、第1目、一般管理費でございますけれども、事務局を運営するのに要する経費といたしまして、職員人件費、その他一般的な事務費、広報啓発に要する経費、広域連合電算システムの維持管理に要する経費等で7億3,206万1,000円を計上しております。

第2項の選挙費、第1目、選挙管理委員会費でございますけれども、選挙管理委員会の開催に要する経費として7万3,000円を計上しております。

3項第1目、監査委員費につきましても、監査の執行等に要する経費として24万3,000円を計上いたしております。

次、16ページになりますけれども、第3款、民生費、第1項、社会福祉費、第1目、老人福祉費でございます。これは、保険証を発行するための事務費あるいは基金から一般会計に繰り入れたものを特別会計の繰出金、基金の利息分を基金に積み立てるといった経費といたしまして41億2,273万5,000円を計上しております。

その次の第4款第1項、公債費、第1目、利子でございますけれども、これは、一時借入金の利子として20万円を計上させていただいております。

第5款第1項第1目の予備費につきましては100万円ということにしております。

なお、議案参考資料につきましては35ページからになりますけれども、先の議案説明会等でご説明をさせていただいておりますので、省略させていただきます。

以上でございます。

○議長（諸隈修身）　これから質疑を行います。

議案第7号に関しまして、21番、加藤芳文議員、33番、田口一登議員から通告がありましたので質疑を許します。21番、加藤芳文議員。

○21番議員（加藤芳文）　21番、加藤。それでは、第7号議案について3点ばかり質問します。

まず1点目が、歳入国庫補助金後期高齢者医療制度事業補助金1,716万3,000円の主な用途は何か。用途のメニューは国が指定しているのかどうか。

2点目、歳出総務費一般管理費委託料3億3,976万3,000円の主な用途は何か。21年度と比較し、大きな変化があった項目があるとすれば、その項目とその理由はどのようなようですか。

3点目、歳出民生費老人福祉費委託料5億208万7,000円の主な用途は何か。21年度と比較し、大きな変化があった項目があるとすれば、その項目とその理由はどのようなようですか。

以上です。

○事務局長（羽谷篤）　議長、事務局長。

○議長（諸隈修身）　羽谷事務局長。

○事務局長（羽谷篤）　一般会計当初予算に関しまして3点のお尋ねがございました。

1点目の後期高齢者医療制度事業費補助金の主な用途ということでございます。これにつきましては、後発医薬品、いわゆるジェネリックの普及啓発を図るために被保険者の方にお配りするカードの作成経費、あるいは後期高齢者医療制度に関する懇談会における委員の謝礼等の経費に充てるものでございます。

なお、用途のメニューを国が指定しているかということでございますけど、補助金の対象となる事業につきましては、国の補助金交付要綱により指定されているものでございます。

続きまして、2点目の総務費一般管理費委託料の主な用途でございます。

これの主なのは、電算システム維持管理費におきます電算システムの運用保守委託料でございます。来年度のこの保守委託料につきましては、標準システムに関して修正プログラムによるバージョンアップ、それから、高額介護合算療養費に関する機能の追加、それから、標準システムのデータ量が増大したことなどによりまして、これらに対応する保守管理に人件費が相当かかりました。その分が約1,700万円ほど増加しているものでござ

います。

続きまして、3点目の民生費老人福祉費の委託料の主な用途についてでございます。

これは、被保険者証の年次及び月次更新に伴う被保険者証の印刷、それから、制度周知などの小冊子の印刷など、印刷等業務の委託料が主なものです。それから、被保険者に年3回ほどお知らせをしております医療費の通知、これの作成業務の委託料。それから、国保連合会に委託しておりますレセプト保管及び画像取得業務、柔道整復・鍼灸師業務などの給付管理事務委託料でございます。

本年度と比べて来年度大きな変化があったものとしたしましては、国民健康保険団体連合会に委託しております給付管理事務委託料のレセプト保管及び画像取得業務で、1件当たりの単価が減額できたものですから、この減額相当が総額で約3,000万円減っているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（諸隈修身） 加藤芳文議員。

○21番議員（加藤芳文） 2点ばかり再質問させていただきますけれど、電算システムの標準システムをバージョンアップしたということなんですけれど、その結果どのような機能が追加、修正されたのか。

それともう一つは、レセプト保管及び画像取得業務の単価が変更によりお金が減額になったということですが、単価がどのように変わったのか。その2点。

○事務局長（羽谷篤） 議長、事務局長。

○議長（諸隈修身） 羽谷事務局長。

○事務局長（羽谷篤） 再質問でございます。標準画像システムに追加、修正された機能といたしましては、例えば、特定疾患対象者の自己負担限度額の新たな設定ですとか、保険料減免集計書の作成書類の追加、あるいは葬祭費の支給受付の画面上の修正というようなことが主なバージョンアップというふうになるかと思えます。

それから、レセプト保管及び画像取得業務の単価につきましては、1件当たり単価21年度の13円から22年度は11円に下げたものでございます。

以上でございます。

○議長（諸隈修身） 続いて、33番、田口一登議員。

○33番議員（田口一登） 議長、田口一登。

平成22年度一般会計予算について2点お尋ねをいたします。

第1は、後期高齢者医療制度に関する懇談会についてです。

昨年9月、本広域連合に後期高齢者医療制度に関する懇談会が設置され、10月21日にその第1回の会議が開かれたということが、会議録も含めて広域連合のホームページに掲載されています。この懇談会の設置運営要綱を拝見しますと、懇談会は、後期高齢者医療制度の被保険者を始めとする関係者の意見を聞く場として設置されたものであり、年2回開催することになっています。被保険者の方も含めた常設の懇談会の設置については、愛知県社会保障推進協議会から4たび本議会に請願が提出されており、私も、昨年8月の定例会で、運営協議会か懇談会かという名称はともかくも、被保険者の代表を含む常設の組織を設置するよう求めました。その直後に、名称はともかくとして、被保険者の代表を含む常設の組織が設置されたことは評価するものです。その上で事務局長にお尋ねします。

事務局長は、昨年8月の定例会で、運営協議会の設置は現在のところ考えておりませんと発言されました。私は、この発言を聞いて、後期高齢者などの意見を聞く場は必要に応じて持つけれども、要綱できちんと定めた常設の組織を設置する考えはないんだなど受けとめました。それが一転して要綱で定めた常設の組織を設置することに至った理由は何か、お答えください。

2点目に、この懇談会は、被保険者などの意見をただ単に聞くだけの場なのか、それとも、出された意見を制度の運営に反映させる考えがあるのか伺いたいと思います。

第1回目の懇談会の会議録を拝見しますと、例えば、この制度の名称について、委員から、パンフレットなどでは長寿医療制度という名称を大きくして、正式名称である後期高齢者医療制度という名称が小さく書かれていることに関して、広域連合が長寿医療制度という用語を用いるのは不適切という意見が出され、これに対して事務局長が、長寿医療制度は法律用語ではないので、広域連合としても研究をしながら今後はパンフレットなどを作成したいと思えますと答えておられますので、委員からの意見は可能な限り制度の運営に反映させるおつもりだと理解しましたが、それでよいでしょうか。

3点目に、来年度については、この懇談会をいつごろ、どのような議題で開催する予定なのかお聞かせください。

4点目に、委員の選任に当たって、今後は公募の委員も含めるべきではないかと考えますが、そのお考えはないのか、また、懇談会は、一般の傍聴を認めるなど公開の場で開催すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

第2は、協定保養所利用助成制度についてです。

これは、あいち健康プラザ健康宿泊館、名古屋市休養温泉ホーム松ヶ島など県内の6カ所の保養所に後期高齢者が宿泊する際に、1人1泊1,000円を助成するという制度であり、昨年6月から実施されています。しかし、今年度の利用実績は当初予算での見込みを下回るために、先ほど議決されました平成21年度一般会計補正予算で予算額が3,850万円から1,350万円に大幅に減額されました。そこで事務局長にお尋ねします。

協定保養所利用助成事業について、今年度の当初予算の見込み件数と実績見込みの件数はそれぞれどれだけか。

利用実績が当初の見込みを大幅に下回ったのはどうしてか。

来年度の利用はどの程度を見込んでいるのかお答えください。

75歳以上の方の健康の保持と増進にとってこの事業は有益な事業だと考えますが、その利用が伸び悩んでいる要因の1つに周知不足があるのではないのでしょうか。広域連合からの周知とともに、協定保養所の管理運営者に対して、それぞれの保養所のパンフレットやホームページなどでもこの助成制度について周知していただくようお願いされていますか。例えば、名古屋市休養温泉ホーム松ヶ島のホームページでは、名古屋市の国民健康保険加入者には1,000円の割引制度があることは掲載されていますが、後期高齢者医療制度の加入者については割引制度があることの掲載はありません。ですから、協定保養所側からの周知も徹底していただく必要があると考えますが、事務局長の答弁を求めます。

以上で第1回目の質問を終わります。

○事務局長（羽谷篤） 議長、事務局長。

○議長（諸隈修身） 羽谷事務局長。

○事務局長（羽谷篤） 後期高齢者医療制度に関する懇談会についてのご質問でございます。

まず1点目の要綱についてでございますが、昨年8月の定例会におきまして、私の方から、運営協議会の設置は現在のところ考えておりませんという答弁を申し上げました。この答弁の趣旨は、平成19年度に開催をいたしておりました懇談会を今後も開催して、高齢者の方を始め、関係者のご意見を直接伺う場として活用していくという趣旨で、懇談会を運営していきたいということでご答弁申し上げたものでございます。

その上で、この懇談会を継続的に運営するに当たりまして、私どもといたしまして、懇談会の設置目的、委員構成あるいは任期等を明確にするということで、新たに要綱を制定したものでございます。

次に、2点目の意見の反映についてでございますけれども、懇談会におきましては、具体的な施策の実現につながるご意見を始め、制度に対する考えや思い、こういうものをお聞きすることも必要であると認識しております。委員の皆さん方からお伺いしたご意見等につきましては、今後の制度運営に十分生かしていきたいと、このように考えております。

次に、3点目の開催時期等についてでございます。懇談会の開催時期につきましては、要綱によりまして年2回開催するということとしておりまして、来年度につきましても、9月から10月ごろに1回、2月から3月ごろに1回の2回の開催を予定させていただいております。

なお、議題につきましては、後期高齢者医療制度に係る医療給付あるいは保険料、さらには保険事業などいろいろな問題について議題として想定しているところでございます。

次に、4点目の委員の公募及び懇談会の公開についてでございます。懇談会の委員は、被保険者、医療関係者、保険者団体及び学識経験者の中からお願いしておりまして、被保険者の委員の選任につきましては、愛知県老人クラブ連合会、あるいは名古屋市老人クラブ連合会から適任の方をご推薦していただいております。

委員につきましては、現在、要綱で定める13名の定数で就任をさせていただいております。また、任期も2年となっておりますので、現在のところ、委員の公募は考えておりません。

また、公開の場で懇談会を行うことにつきましても、制度に対する被保険者の方々のご意見を伺うことを目的としておりまして、委員の率直なご意見表明ができなくなるおそれがあると考えているため、懇談会の公開は控えさせていただいておりますので、よろしく願いしたいと思います。

なお、懇談会の会議内容につきましては、ご指摘のありましたように、会議録を当広域連合のホームページに掲載しております。

続きまして、協定保養所利用助成事業についてお答えさせていただきます。

1点目の予算見込みと実績見込みについてでありますけれども、本事業は本年度からの新規事業でございます。利用者数の推計が大変難しいものでございました。私どもとしては、協定予定の保養所における利用状況を参考といたしまして、見込み数については3万8,500人という数字で予算を計上させていただいたところでございます。

しかしながら、この事業を開始した6月から12月までの実績が、今のところ4,060人ということでございます。最終的にこのまま3月まで行きますと5,800人程度の見

込みだろうということで考えております。

2点目の、この利用実績が大幅に下がった理由でございますが、これは、私どもといたしましては、制度開始の1年目ということもありまして、事業が広く被保険者に浸透されていない面が大きかったのではないかと考えております。こうしたことから、利用が伸びない原因を探るという意味で、3月には利用者へのアンケート調査等を実施して、周知不足であるのかどうかということも含めて検討して参りたいと思います。

また、22年度の利用につきましては、本年度の実績を踏まえまして、予算といたしましては1万人の利用を見込んでいるところでございます。

次に、その周知不足についてでございます。

ご指摘のありましたような協定保養所のホームページの掲載につきましては、また私どもも、今年度に入りまして、各協定保養所のホームページに掲載していただくようお願いをしているところでございます。

今後の周知方法につきましては、従来のホームページあるいはパンフレットでの周知にあわせまして、市町村における広報誌への掲載につきましても継続して実施して参ります。それにあわせまして、高齢者の方々の目につきやすい、分りやすい方法といたしまして、新たにポスターを作成いたしまして、市町村窓口、あるいは県下の老人クラブ、あるいは高齢者の利用施設などに配付をさせていただき、掲示をしてもらいたいと、このように考えております。

さらに、協定保養所が作成しているポスターやパンフレットなどにも私どもの制度のことを掲載していただくよう十分お願いをして参りたいと、このように考えていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○33番議員（田口一登） 議長。

○議長（諸隈修身） 田口一登議員。

○33番議員（田口一登） 後期高齢者医療に関する懇談会についてですけれども、平成19年度に開催されました懇談会は要綱で定めた懇談会ではなかったために、平成20年度は1年間1度も開催されなかった訳ですね。開いても、開かなくてもよいと、こういう懇談会から、設置目的や委員構成、そして、年2回は開くということを要綱で定めた常設の懇談会へと発展させられたことは、これは名称は別にして、運営協議会、これは仮称ですけれども、設置を求める市民団体からの請願にこたえたものと理解をさせていただきます。

協定保養所利用助成についてですが、さまざまな方法で周知を徹底するとの答弁をいただきましたので、それが功を奏して利用が増えることを期待しております。

以上で質問を終わります。

○議長（諸隈修身） 通告のございました質疑は以上ですので、これで質疑を終わります。

討論の通告はございませんでしたので、これより採決いたします。

議案第7号「平成22年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」を採決いたします。

議案第7号「平成22年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」を原案のとおり

り決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（諸隈修身） 起立多数です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第14、議案第8号「平成22年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」を議題とします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

○事務局長（羽谷篤） 議長、事務局長。

○議長（諸隈修身） 羽谷事務局長。

○事務局長（羽谷篤） それでは、議案第8号「平成22年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」につきましてご説明申し上げます。

議案書Ⅲの21ページになりますので、お願いいたします。特別会計につきましては、第1条第1項にありますように、歳入歳出予算の総額は、それぞれ5,740億3,799万2,000円でございます。第2条におきまして、一時借入金の限度額を180億円と計上させていただいております。

飛びまして、30、31ページになりますので、よろしくお願いいたします。歳入でございます。まず、第1款、市町村支出金、第1項、市町村負担金、これは、1つは、市町村に納められる保険料、それから、療養給付費の市町村の法定負担分、12分の1を合わせたものでございまして、1,042億9,992万円を計上させていただいております。

次に、第2款、国庫支出金、第1項、国庫負担金でございますが、療養給付費の国の負担分12分の3、それと、高額医療費の国の負担分4分の1、合わせて1,296億460万7,000円を計上させていただいております。

次の、第2項、国庫補助金でございますけれども、これは、1つは調整交付金、それから、健康診査の事業に対する補助金、この2つを合わせまして343億1,551万2,000円でございます。

第3款、県支出金、第1項、県負担金でございますが、市町村負担金と同じように、療養給付費のうちの12分の1の法定負担金、それから、国と同様に高額医療費としての負担分の4分の1、合わせて442億384万6,000円を計上しております。

続きまして、32ページになりますけれども、第2項、財政安定化基金支出金、第1目の財政安定化基金交付金でございます。これは、先ほどの保険料の改定のところでも説明申し上げましたように、保険料増加抑制のための県基金からの交付金等でございます。22年度は44億6,965万2,000円を計上いたしております。

第4款第1項、支払基金交付金、第1目、後期高齢者交付金でございますが、これは、現役世代からの支援分を診療報酬支払基金を通じて受け取るものでございまして、2,532億1,691万8,000円を計上させていただいております。

続きまして、第5款第1項第1目、特別高額医療費共同事業交付金でございますが、これは、レセプト1件当たり400万円を超える高額な医療を対象に、国保中央会が全国の広域連合に対して財政調整を行っておりまして、その財政調整金として交付金8,397万2,000円をいただくということで計上しております。

第7款の繰入金、第1項第1目、一般会計の繰入金でございますけれども、これは、不均一賦課の繰入金と事務費の繰入金、さらに、激変緩和措置及び保険料軽減措置の財源と

なります基金の取り崩しによる繰入金で、総額34億7,723万8,000円を計上しております。

次のページの第10款、諸収入でございます。第2項第1目、預金利子といたしまして2,400万円、第3項、雑入、第1目の第三者納付金等として3億4,232万2,000円を計上しております。

次に、36、37ページの歳出でございます。

第1款の保険給付費、第1項、療養諸費でございますが、これは、特別会計の歳出のほとんどを占めます療養給付費を含めまして、訪問介護療養費、それから、移送費、審査支払い手数料を合わせまして5,442億6,526万7,000円を計上しております。第2項の高額療養諸費でございますが、高額療養費等の経費といたしまして240億3,222万1,000円を計上しております。

第3項、その他医療給付でございますが、これは1件5万円ということで葬祭費を給付してございまして、その経費といたしまして19億7,000万円を計上しております。

次に、第2款の第1項第1目、県財政安定化基金拠出金でございます。これは、先ほどご説明させていただきましたように、県の財政安定化基金への拠出金でございまして、国、県、広域がそれぞれ3分の1ずつ拠出するものでございますけれども、22年度は、県条例による拠出率が0.09から0.25に改定されまして、14億4,912万8,000円を計上しております。

次に、第3款第1項、特別高額医療費共同事業拠出金でございます。これは、歳入で交付金をご説明いたしましたけれども、交付金に対する私どもの事業の拠出金でございまして、事務費と合わせて8,465万6,000円を計上しております。

次に、第4款、次のページでございますけれども、保険事業、第1項、健康保持増進事業、第1目、健康診査費でございます。これは、市町村における健康診査に要する経費で、14億5,315万8,000円を計上しております。

第5款第1項、公債費、第1目、利子でございますが、一時借入金180億円の利子でございまして、2,400万円を計上しております。

第6款、諸支出の第1項、償還金及び還付加算金等でございますが、保険料をいただき過ぎてしまった場合に、加算金をつけてお返しする必要がございますので、その財源といたしまして1億2,600万1,000円を計上しております。

最後に、7款の第1項、予備費でございますが、これは、後期高齢者医療制度の財政運営期間が2年でございまして、単年度ベースで歳入超過相当額を予備費に計上するものでございまして、この予備費が余れば、そのまま23年度の経費として繰り越しする形になるということでございます。

説明は以上でございます。

○議長（諸隈修身）　これから質疑を行います。

議案第8号に関しまして、21番、加藤芳文議員、33番、田口一登議員から通告がありましたので、質疑を許します。21番、加藤芳文議員。

○21番議員（加藤芳文）　21番、加藤。議案第8号について、5点ほど質問いたします。

1点目は、国庫支出金調整交付金が339億9,126万3,000円あります。愛知県

の広域連合の交付率は低いと思う訳ですが、この交付率は何%なんですか。

平成20年度と21年度で交付率に変化があるかどうか。

愛知県の広域連合の交付率は、全国の都道府県でどの位置にあるか。

2点目、市町村負担金、保険料等負担金607億9,954万円の中に21年度普通徴収未納金も含まれていると思います。普通徴収率の悪い市町村に対し、広域連合としてどのような対応をしているのか。

3点目、支払基金交付金、後期高齢者交付金過年度分が9億円あるが、その理由は何か。

22年度に支払基金からの交付は確実に行われるのかどうか。

4点目、1人当たりの療養給付費等の伸びを22年度は何%見込み、予算計上しているか。

広域連合として増加要因をどのように分析、把握しているか。

通常の出発高払い方式のほか、包括払い制度の導入も認められているが、県内に採用した医療機関はあるか。あるとすれば、療養給付費に対する影響はどのようなものか。

5点目、保険事業健康診査費14億5,315万8,000円とあるが、基本項目と詳細項目について、受診率、受診者数をどのように予測しているか。また、受診単価はどのようなものか。

以上です。

○事務局長（羽谷篤） 議長、事務局長。

○議長（諸隈修身） 羽谷事務局長。

○事務局長（羽谷篤） ただいま特別会計予算につきまして5点ほどのお尋ねをいただきました。

1点目の調整交付金の交付率についてでございますけれども、療養給付費に対する交付率は、平成22年度におきましては80.39%と見込んでおります。この交付率が100%を下回るという要因でございますけれども、これは、全国的な整理の中で出される訳でございますけれども、愛知県の被保険者の方の1人当たり所得金額が全国平均を上回るという状況がございまして、端的に言えば財政力があるというようなニュアンスで減額されるものでございます。

また、この平成20年度の率でございますけれども、これは、20年度は115.48%、それから、21年度は82.96%となっております。20年度の交付率が100%を超えたというのは、国から改めて追加の交付金が入ったということで100%を超えたというふうになっております。

なお、本広域連合の交付率の全国順位でございますけれども、これは厚生労働省が公表しておりませんので、正直申しまして、私どもは把握していない状況でございます。

次の2点目の保険料負担の徴収率の悪い市町村への指導についてでございます。私どもといたしましては、制度開始当初から、市町村に対しまして機会をとらえて収納率の向上のための収納対策実施の依頼をしているところでございます。本年度におきましては、20年度の収納実績を踏まえまして、収納率の低い市町村に対しましては個別に訪問をいたしまして収納対策の実施等を確認するとともに、他の市町村での取り組みの紹介、あるいは新規加入直後からの収納対策の早期着手というようなことで助言など行うような対応をさせていただきます。これによりまして、昨年12月末の普通徴収収納率につきまして

は、前年同時期よりも約4.2ポイントの上昇となっております、一定の効果があつたのではないかというふうに考えております。

3点目の支払基金交付金の過年度分についてでございますけれども、これは、支払基金からの21年度の交付金は、12月診療分までの実績と、それから、1月と2月分につきましては見込みにより算定して、概算払いで交付されて参ります。このために、最終的な交付額は、1月及び2月の実績が出ました後、再度計算されて6月ごろに決定され、精算額が22年度に交付されるということになっておりますので、その精算額を9億円と見込んでおるものでございます。

次に、4点目の1人当たり療養給付費でございますけれども、平成22年度は、21年度当初予算と比較いたしまして6.0%の増を見込んでおります。療養給付費等が増加する要因といたしましては、20年度実績と平成21年度見込みを見てみますと、例えば、内科、歯科、調剤などの療養給付費が増加している中で、特に調剤が8.3%ほど増加いたしております。また、受診率におきましても3.0%の増加となっております、それらの増加傾向は22年度においても同様な状況になるものではないかと推測いたしているところでございます。

また、包括払いにつきましては、愛知県内で包括払い制度を導入している医療機関は、平成20年4月現在で21施設と聞いております。

なお、これによります療養給付費への影響については、当広域連合において特にその分析を行っておりませんので、ご了承いただきたいと思ひます。

次に、5点目の健康診査についてでございます。健康診査における基本項目の22年度の受診率につきましては、21年度の受診状況を勘案して32%と予測して、受診者数は21万9,000人と見込んでおります。詳細項目の22年度の受診率につきましては、平成20年度の県下市町村の特定健康診査の実施数値である33.65%を用いまして推測して、受診者数7万4,000人と見込んでおります。

また、受診単価の算定でございますけど、基本項目につきましては、20年度の市町村との単価契約に診療報酬医科改定率を乗じまして、生活機能評価と同時に実施する場合は5,230円、同時実施しない場合は8,122円と設定したものでございます。

また、詳細項目につきましては、現在の診療報酬単価に22年度の診療報酬医科改定率を乗じまして、貧血検査は235円、心電図検査は1,388円、眼底検査は1,196円とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（諸隈修身） 加藤芳文議員。

○21番議員（加藤芳文） 2点ばかり再質問させていただきますけれども、まず、21年度の普通徴収未納金の総額はどれぐらいあるのか。

個人市町村民税の年金天引きが始まった訳ですが、保険料と個人市町村民税の年金天引きではどちらの優先順位が高いのか。保険料徴収の優先順位が低いとすれば、普通徴収の割合が増える可能性がないか。

それと、調剤の伸びが8.3%と大変高い訳です。広域連合としても、ジェネリック薬品の普及啓発事業を行っている訳ですけど、ジェネリック薬品の使用が増大しているのかどうか。広域連合として使用状況を把握しているかどうか。この点をお伺いします。

○事務局長（羽谷篤） 議長、事務局長。

○議長（諸隈修身） 羽谷事務局長。

○事務局長（羽谷篤） 再質問のうちの未納金の総額でございますけれども、平成21年12月末現在で12月納期分までの普通徴収未収額は約15億4,000万円ほどございます。

また、年金天引きの問題でございますけれども、優先順位で申しますと、私どもの後期高齢者医療制度の保険料のほうが個人市民税よりも高い順位で優先されておりますので、そんな状況でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、調剤の関係でジェネリック医薬品の使用状況でございますけれども、私ども、ジェネリック医薬品の使用状況については、当県の状況については把握しておりませんのでご了承を願ひしたいと思います。

なお、厚生労働省の資料によりますと、医薬品全体に占める後発医薬品の割合といたしまして、平成19年度16.1%であったものが、20年度は18.0%といったようなデータもございまして、ジェネリック医薬品の使用量は増加傾向にあるのではないかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（諸隈修身） 続いて、33番、田口一登議員。

○33番議員（田口一登） 議長、33番。平成22年度の特別会計予算について質問します。

第1は、保険料滞納者への資格証明書及び短期保険証の交付についてです。

私は、これまでも、医療なしでは生きていけない高齢者から保険証を取り上げることは、命綱を断ち切ることになることから、資格証明書を発行しないよう求めて参りました。厚生労働省は、昨年10月26日、原則として資格証明書を交付しないとする通知を各広域連合に出しています。その通知では、資格証明書の交付について、保険料の納付につき、十分な収入等があるにも関わらず保険料を納付しない悪質な場合であって、資格証明書を交付しても必要な医療を受ける機会が損なわれないと認められるときに限っており、しかも、資格証明書の交付を検討している事案が生じた場合には厚生労働省に報告し、厚生労働省は、不適切と考えられる事案があれば交付しないよう要請するとともに、資格証明書が交付された場合には、その事案の概要について公表するとされています。

そこで事務局長にお尋ねをいたします。後期高齢者医療制度が発足して2年近くたちますが、保険料を1年以上滞納している被保険者は何人いますか。

こうした滞納者に資格証明書を交付した事案、また、交付を検討して厚生労働省に報告した事案はありますか。

次に、連合長にお尋ねしますが、資格証明書は原則として交付しないという厚生労働省の通知を踏まえて、後期高齢者医療制度の廃止に至るまでの間、資格証明書は1件も交付しないようにすべきだと考えますが、本広域連合としてこの通知をどのように受けとめておられますか。

また、資格証明書を交付しないためにどのように努力されますか、お答えください。

資格証明書の交付には至らなくても、滞納者に対して有効期限を縮めた短期保険証を交付する事案は昨年の8月から発生しています。広域連合にお聞きしたところ、昨年10月

1日時点での短期保険証の交付実績は全県で628件であり、最高は、豊田市の217件、一方、交付件数がゼロの市町村も32と、約半数ありました。名古屋市では、昨年7月末時点で38人に短期保険証を郵送で届けたそうですが、その後、保険料を完納して正規の保険証に切りかわったことなどによって、現在の交付数は6人だそうです。名古屋市の場合、短期保険証の有効期限は20年度の滞納が3カ月以上の人は期限1カ月、3カ月未満の人は期限2カ月とのことです。ところが、昨年7月に有効期限が1カ月ないし2カ月の短期保険証を郵送したきり、期限が切れても新しい保険証が窓口にとめ置かれ、本人の手元に渡っていない人が6人いるそうです。応答がないことが理由のようですが、この6人の方は、この数カ月間、無保険状態に置かれているのです。そこで、事務局長にお尋ねします。

1つ、短期保険証の交付件数について、直近の数字をお聞かせください。

2つ、短期保険証の交付対象者で本人の手元に保険証が渡っておらず、無保険状態になっている被保険者が何人いるのか把握していますか。把握していれば、その人数をお答えください。

3つ、短期保険証が渡っていないという無保険状態を放置してよいのでしょうか。保険証が手元にない、渡っていないということは、保険証の取り上げにほかならず、資格証明書の交付と同じことではありませんか。むしろ、資格証明書がない訳ですから、こうした人たちは医療機関にかかることができません。短期保険証が渡っていない被保険者に対して速やかに保険証を手渡すよう市町村を指導すべきではありませんか。答弁を求めます。

第2は、健診事業の受診率の向上についてです。

後期高齢者医療における健診事業は、法律では努力義務とされたこともあって、75歳以上の方の受診率は、この制度に移行する以前と比べて低下し、20年度の本県の受診率は20.2%でした。本広域連合では、今年度の受診率を30%と見込み、受診率を向上させるために、通年実施あるいは可能な限り長い実施期間を設定する。生活習慣病で治療中の人であっても、希望者には実施するという方針で取り組まれております。

そこで事務局長にお尋ねしますが、21年度の健診受診率の実績はどの程度見込まれますか。

21年度に実施している受診率向上の方針は功を奏していますか。

政府は、昨年10月16日、各広域連合に対して健診の受診率を向上させるために、平成22年度の目標受診率と目標受診率達成に向けた具体的な取り組みを掲げた健康診査受診率向上計画を策定するよう通知しています。本広域連合では、平成22年度の目標受診率を何%に設定しているのか。また、その目標を達成するために来年度はどのような取り組みを実施されるのか。

健診項目に貧血検査や心電図検査、眼底検査が追加されますが、これも受診率向上の一環なのか、事務局長に伺います。

第3は、国が後期高齢者医療制度の廃止を先送りしたことについてです。

先ほども申し上げましたが、総選挙で政権が交代し、多くの国民が後期高齢者医療制度はすぐに廃止されるだろうと期待していました。2008年6月には、当時の野党4党が提出した後期高齢者医療制度を廃止し、元の老人保険制度に戻す法案が参議院で可決され

ています。75歳という年齢で高齢者を区切り、差別するこの制度は、すぐに廃止し、一旦、元の老人保険制度に戻す。その上で新たな制度について国民の合意を図りながら検討していけばよいと思うのです。制度の廃止が先送りされるために、今年の4月から保険料が値上げされようとしています。国が約束していた保険料値上げの抑制措置を講じなかったことに専らの責任があるにしても、保険料が値上げされ、後期高齢者に負担増が押しつけられることが、本特別会計予算の最大の問題であります。

そこでお尋ねします。後期高齢者医療制度は、2年ごとの保険料値上げ、後期高齢者の人口増に伴う保険料値上げなどに見られるように、存続すればするほど被害が広がる制度という認識をお持ちですか。政府がこの制度を廃止するというのなら、直ちに廃止して、元の老人保険制度に戻すことが被害を防ぐ道だとお考えになりませんか。連合長の見解を伺って、第1回目の質問を終わります。

○広域連合長（佐原光一） 議長、広域連合長。

○議長（諸隈修身） 佐原広域連合長。

○広域連合長（佐原光一） それでは、私のほうから、最初に2点、一番最初の質問の2点目の資格証明書の対応について、それから、最後の3点目の制度廃止の先送りについての見解ということでございます。

まず最初の資格証明書の問題に関してでございますが、資格証明書の交付につきましては、新たな通知においても、保険料を納付する資力が十分にありながら、特別の事情もなく長期間保険料を支払っていない、いわゆる悪質と言われる滞納者についてでございます。かつ資格証明書を交付しても必要な医療を受ける機会が損なわれないと認められるときに限られ、被保険者間の負担の公平の観点からやむを得ず行う措置でございまして、真に保険料を払えない人にまで資格証明書を交付するというものではございません。

今回の通知につきましては、大臣の原則資格証明書を交付しないとの方針に基づき出されたものでございまして、当広域連合といたしましても、より厳格な適用を徹底して参りたい、このように存じております。

従いまして、本広域連合におきましては、被保険者の収入や資産状況などの保険料の納付能力や特別な事情、こういったものがあるかどうかなど十分な納付相談を行って対応して参りたいと、このように考えてございます。

そして、2点目、最後の質問でございます後期高齢者医療制度の廃止先送りについてということでございます。

後期高齢者医療制度につきましては、急激な高齢化の進展により増大する医療費を賄うために、老人保険制度の問題点を解消し、高齢者世代と現役世代、それぞれの世代の負担を明確にし、公平で分かりやすい制度とすることによりまして国民皆保険を堅持し、将来にわたり安心して医療が受けられるようにするために創設された制度と認識しております。

制度の理念につきましては妥当なものと、このように考えております。しかしながら、制度の運用に当たりましては諸々の問題点がございまして、新政権下におきまして新たな高齢者医療制度を検討しておりますので、連合長といたしましては、その検討状況につきましてこれを見守って参りたいと、このように存じております。

以上でございます。

○事務局長（羽谷篤） 議長、事務局長。

○議長（諸隈修身） 羽谷事務局長。

○事務局長（羽谷篤） 資格証明書に関してのお尋ねにつきましてお答えさせていただきます。

まず、滞納者数及び証明書の交付実績でございますけれども、保険料を1年以上滞納している被保険者は、平成21年12月末現在で1,060人となっております。滞納者に資格証明書を交付した事案あるいは検討して厚生省へ報告した事案は、私どもはまだございません。

続きまして、短期証についてでございますけれども、平成21年12月末現在で403件の短期保険証が交付されております。

次に、短期証が渡っていない方への把握についてのお尋ねでございます。短期保険証の交付につきましては毎月市町村から報告を受けておりまして、交付状況の把握に努めているところでございます。納付相談等のお呼び出しをしても応じてもらえないなど、短期保険証をお渡しできていない方は、21年12月末現在で21名となっております。

次に、短期証が渡っていない方への対応でございます。短期保険証につきましては、各市町村において有効期限が切れる月の前の月の中旬ごろに後期高齢者医療被保険者証更新のお知らせ、保険料納付のお願い及び納付相談のご案内などのご案内をお送りいたしまして、来庁していただくように勧奨を積極的に行っておりまして、それでもなお来庁していただけない方には、翌月には再度のお呼び出しをするなどいたしまして、保険証の更新及び納付相談に努めてきております。その後も、各市町村の報告により交付状況を把握の上、広域連合としては納付相談、保険証の交付をするよう指導しておりまして、各市町村におきましても、引き続き職員によります公簿調査あるいは訪問調査などを行って、保険証の交付につきまして鋭意努力しているところでございます。

それから、続きまして、健康診査についてのお尋ねでございます。

1点目の平成21年度の実績見込みでございますけれども、受診率につきましては31%と見込んでいるところでございます。

平成20年度における受診率20.21に比較いたしますと向上しているというところでございます。

次に、22年度の目標受診率についてでございますけれども、当広域連合の健康診査受診率向上計画におきます22年度の目標受診率については32%と設定しているところでございます。

また、受診率向上の具体的な取り組みにつきましては、健康診査の目的や受診方法を広報誌やホームページで掲載していく、がん検診などの他の検診と同時に実施できるようにする、被保険者全員に受診表を配付する、健康診査の受診機会を増やすため、極力年間を通した受診期間とする、検査項目に詳細項目を追加して実施する、未受診者に対しましては、受診勧奨や広報誌への掲載を行っていく、こういうことを計画しておりまして、今後、受診率の向上に努めて参りたいと思っております。

なお、詳細項目の追加につきましては、これは、被保険者あるいは市町村等からのご要望を受けまして平成22年度より実施していくこととしておりますが、この見直しによりまして受診率の向上が図れるのではないかと、このように考えているところでございます。

以上でございます。

○33番議員（田口一登） 議長。

○議長（諸隈修身） 田口一登議員。

○33番議員（田口一登） まず、後期高齢者医療制度に対する連合長の認識についてですが、将来にわたり安心して医療が受けられるようにするために創設された制度という認識は、私の認識とも、多くの国民の認識とも違うということを申し上げておきたいと思えます。この制度の最大の問題点は、75歳以上という年齢で差別するところにあります。鳩山首相も、昨年臨時国会で、後期高齢者を年齢で差別する後期高齢者医療制度と呼んでいますように、制度の運用面で問題があるにとどまらず、高齢者差別という制度の本質に問題があるんです。本質的に問題がある制度は直ちに廃止すべきであります。

次に、短期保険証の交付について再質問します。

短期保険証すら渡っていないという人が21名いるという答弁でした。この人たちは、保険証が手元にない訳ですから、医者にかかれぬ人たちです。75歳以上の方というのは、元気で急に容体が悪くなって医者へ駆け込む必要が生じる場合が少なくない訳です。そんなときに保険証がないこういう人たちは一体どうするのでしょうか。無保険状態で放置しておくことは、まさに命に直結する問題ではありませんか。この点で事務局長にまず認識をお尋ねいたします。

保険証が渡っていない理由は、先ほどの答弁でもありましたが、納付相談の呼び出しをしても応じてもらえないんだということのようです。しかし、名古屋市の場合は、短期保険証の対象者の方には、去年の7月ですか、一度は全員に保険証を郵送しているんです。ですから、郵送すれば保険証は手元に届く訳です。呼び出しに応じてもらえないからといって、渡せるのに保険証を渡さなくていいのかと。郵送で届くんだったら、文書を送って応答を待っている、返事を待っている、それだけじゃなくて、住所は分っているんですから、訪問して、相談に乗って、そして保険証を手渡せばいいじゃないですか。高齢者を無保険状態で放置しておくことは、これは異常なことです。絶対にあってはなりません。この立場に立って、保険証が渡っていない人をなくするために市町村を強力に指導すべきではありませんか。事務局長の答弁を求めます。

○事務局長（羽谷篤） 議長、事務局長。

○議長（諸隈修身） 羽谷事務局長。

○事務局長（羽谷篤）

保険証につきましては、被保険者の皆さんが安心して医療が受けられるということでございますので、原則としてお渡しすべきものだというふうに考えております。

短期保険証につきましては、被保険者間の負担の公平を図るということでございまして、納付相談の機会を設けることによりまして保険料の納付につなげるという意味合いもございします。そういう意味で、納付相談のお呼び出しに応じていただけなかった方に一律に郵送で行うということまでは現在のところ考えておりませんので、ご理解いただきたいと思えます。

なお、被保険者資格のある方々が保険証をお持ちでない事例がございしますので、このようなことがないような形で被保険者の方の窓口となる市町村におきまして、今後も引き続き繰り返しのお呼び出しや訪問等を行うように十分指導をして参るつもりでございしますので、ご理解をいただきたいと思えます。

以上でございます。

○33番議員（田口一登） 議長。

○議長（諸隈修身） 田口一登議員。

○33番議員（田口一登） 事務局長は、保険証を持っていないケースがないよう指導すると答弁をされました。この短期保険証というのは、名古屋市の場合、1カ月、2カ月、これはほんとうに短いんですけどね、だけど、そういう期限を区切って、要するにその滞納者に対して納付相談の機会を増やすんだと、こういう趣旨でしょう。でもね、全然応答がないからといって数カ月間ほうりっ放しと、この名古屋市の態度はほんとうに私はひどいと思うんです。これはぜひ名古屋市議会でも追及しなきゃいけないと私は思っているんですけども、いずれにしても、現在21名の無保険の方については、直ちに保険証を手渡すよう市町村を指導し、広域連合としても努力されることを求めて質問を終わります。

○議長（諸隈修身） 通告のございました質疑は以上です。これで質疑を終わります。これより討論を行います。

33番、田口一登議員から討論の通告がございましたので、討論を許します。

○33番議員（田口一登） 議長。

○議長（諸隈修身） 33番、田口一登議員。

○33番議員（田口一登） 平成22年度特別会計予算に対して反対の立場から討論を行います。

反対する理由は、後期高齢者医療制度の廃止が先送りされ、今年4月からの保険料値上げが盛り込まれた予算となっているからであります。この制度の根本的な問題は、高齢者を年齢で差別するところにあり、そのことが姥捨て制度だという国民の怒りを広げました。この国民の怒りが、先の総選挙で政権交代をもたらした1つの要因だったと思います。ところが、鳩山政権は、制度の廃止を4年先送りし、しかも、保険料の負担を増やさないといい約束まで反古にしました。これは、国民の願いを裏切る二重の後退であります。そのために保険料が値上げされ、高齢者に重い負担が強いられることとなります。さらに2年後には、最後の保険料値上げが待ち受けています。この制度は、存続すればするほど被害が広がる制度であり、直ちに廃止すべきであります。

以上の点から、本予算を認めることはできないということを申し上げて、討論を終わります。

○議長（諸隈修身） 討論を終わり、これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第8号「平成22年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」を採決いたします。

議案第8号「平成22年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（諸隈修身） 起立多数です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

ここで、本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたしたいと思っておりますので、よろしく願います。

日程第15、「一般質問」を行います。

質問通告者は2名であります。通告一覧の順番に発言を許します。21番、加藤芳文議員。

○21番議員（加藤芳文） 21番、加藤芳文。それでは、通告してあります後期高齢者医療制度の廃止に伴う動きについて一般質問いたします。

昨年8月30日の総選挙の結果、マニフェストに後期高齢者医療制度の廃止を掲げる民主党の新政権が発足した。愛知県の後期高齢者医療制度を振り返ると、平成18年8月に広域連合設立準備委員会の発足、19年3月に広域連合を設立、同7月に広域連合議会が構成され、保険料等の決定、翌20年4月に新制度スタートへとつながっている訳です。

私は広域連合発足以来議員を務めていますが、新制度発足時に75歳以上の高齢者を医療制度で別扱いにし、本人から年金天引きにより保険料を徴収することに疑問を感じ、提出された議案に反対しています。しかし、新制度が発足した以上、制度の持つ矛盾、欠陥を少しでも修正し、高齢者に過度な負担をかけないようにすべきと考えてきました。また、政府も保険料の軽減措置の拡大、あるいは被扶養者だった人への保険料徴収の一定期間の免除等も行ってきた訳です。

最近の厚生労働省のホームページを見ると、後期高齢者医療制度についてご説明しますのタイトルのもと、現在の制度を廃止し、1期4年間の中で新たな制度に移行する、高齢者医療制度改革会議を設置し、新制度の具体的なあり方を検討する。検討においては、地域保険としての一元的運用を目指す、高齢者を年齢で区分するという問題点を解消する、市町村国保などの負担増に配慮し、市町村国保の広域化につながる見直しを行う等6原則を述べています。日程的には、平成23年の通常国会をめぐり法案提出し、25年4月に新制度への移行となる訳です。

私は、現在の後期高齢者医療制度に問題点は多々あると思いますが、発足から2年しかたっていない時点で即廃止という動きには拙速な感を持っています。実際、本会議開催前に広域連合が提出した資料にもあるように、一定年齢以上のリスク構造の調整、一定年齢以上の独立保険方式、突き抜け方式、あるいは完全一元化方式にはそれぞれ一長一短があります。高齢化社会の進行に伴い、医療費の増加は避けられず、どのような制度を採用したとしても一定限の国民負担の増加は避けられないと思います。現在の制度をもう少し運用してみて、どこに問題点があるかを洗い出し、制度変更が必要とあれば、国民的合意を得た上で行えば、それで遅くないと考えます。

まず、質問として、後期高齢者医療制度の廃止問題について、愛知県の広域連合として厚生労働省等からこれまでどのような説明を受けたか。今後意見聴取等の機会はあるのか。

また、厚生労働省のホームページによると、後期高齢者医療制度の廃止に至る間、現行制度の問題点の解消を図るとして4つの施策を挙げています。

1点目は、先の田口議員の議案質疑と重複している部分もありますが、1つは、資格証明書は原則として発行しない、交付する場合にはその事実の概要を公表する、であります。

愛知県の広域連合は現在資格証明書を発行しているのかどうか。発行しているとすれば、その数と発行理由はどのようなか。発行の判断はどこが行い、その基準はどうなっているか。また、短期保険証の発行はあるか。

2つ目は、後期高齢者医療制度が導入され、多くの市町村が人間ドックに対する助成を取りやめている。国からの補助制度を周知するとともに助成を再開するよう要請したとあ

ります。

愛知県内の市町村の人間ドックに対する助成状況はどのようなのですか。減少したとすれば、広域連合として市町村に再開要請をしているかどうか。

3つ目に、高齢者に対する健康診査の実施が実施義務から努力義務とされたため、受診率が低下しているとあります。

県内市町村の健康診査受診率は、平成19年度、20年度、21年度でどのように変わったのか。また、健康診査項目の減少はないか。市町村で診査項目にばらつきはないか。

次に、4つ目は、75歳という年齢に着目した診療報酬体系を来年度から廃止する方向で議論が進められている中で、現在の診療報酬体系の概要と広域連合の運営への影響について説明してください。

さて、現制度を廃止し、新制度を発足するとして、新制度が格段にすぐれた制度でなければ、今までに投入した資金が無駄になる可能性があると思います。

愛知県の広域連合はその発足に伴い、電算システムの構築、修正、各種機器の購入等で多額の資金を投入しています。保険給付費等は別として、広域連合が制度立ち上げのため支払った主な項目及び金額はどのようなのですか。また、県内市町村の負担についてはどうなっていますか。

以上、質問です。

○事務局長（羽谷篤） 議長、事務局長。

○議長（諸隈修身） 羽谷事務局長。

○事務局長（羽谷篤） 後期高齢者医療制度の廃止に関しましての6点のお尋ねでございます。

1点目の厚生労働省からの説明についてでございますけれども、制度の廃止の動きにつきましては、随時、厚生労働省から情報の提供をいただいております。また、本年1月には、当県で実施されました東海北陸ブロック会議においても直接厚生労働省から説明を受けております。

説明の内容につきましては、ただいま議員がご指摘されたような内容が主なものでございます。

また、厚生労働省による意見聴取等の機会といたしましては、全国での地方公聴会を開催することとございます。また、ただいま申し上げました都道府県ブロック会議のほか、新たな制度についての検討を進めている高齢者医療制度改革会議、こちらのほうで私どもの全国協議会の会長が委員として参画しておりますので、この全国協議会を通しまして意見を表明していきたい、このように考えております。

次に、資格証明書の発行状況についてでございますが、資格証明書については、現在発行した事例はございません。資格証明書の発行の判断及び基準につきましては、昨年5月に国からガイドラインが示されておりますので、その内容を盛り込んだ要綱を作成しているところでございます。

発行の基準としては、保険料を納入する資力が十分にありながら、特別な事情もなく、長期間保険料を支払っていない、いわゆる悪質な滞納者であって、かつ資格証明書を交付しても必要な医療を受ける機会が損なわれないと認められるときに限って適用するものでございます。これは、判断としては最終的に広域連合が判断するものでございます。

なお、今回、国からの通知によりまして、資格証明書交付予定の事案について、国への事前報告が求められております。そういう意味で、今後の発行の判断につきまして、国が関わってくるといふことにもなったものではないかと思っております。なお、短期保険証の発行状況につきましては、21年12月末現在で403名になっております。

次に、3点目の人間ドックに対する助成であります。20年度においては7市町に対して行い、21年度は9市町に行く予定としております。広域連合としても全市町村に助成制度を説明しているところでございます。

次に、健康診査の受診率につきましては、20年度は20.21%、21年度は31%と見込んでいるところでございます。

なお、19年度の数值につきましては、これは、広域連合を含む後期高齢者医療制度が始まる前でございます。愛知県に照会しましたところ、県内の全体の受診率につきましては取りまとめたものがございませんということでしたので、ご了承願いたいと思います。

また、検査項目につきましては、平成19年度までは市町村が基本健康診査として実施しておりまして、基本項目と詳細項目が義務づけられて実施されておりましたものですが、20年度からは努力目標ということになりまして、基本項目のみが国の補助対象となったということで、私どもは基本項目のみとしたところでございます。

なお、一部の市町村においては、健康診査以外に市町村独自で追加項目を実施しているところもございます。

それから、5つ目の現在の診療報酬体系の概要でございますが、平成20年度に後期高齢者医療制度に対応した診療報酬改定が行われましたが、その改定の内容といたしましては、入院医療で後期高齢者総合評価加算が設けられたこと、それから、在宅医療で24時間対応体制加算が設けられたこと、外来医療で後期高齢者診療料などが設けられたこと、それから、終末期医療で後期高齢者終末期相談支援料などが設けられたなどのものがございます。ただ、その後、20年7月に後期高齢者終末期相談支援料等の算定を凍結するというのと同時に、後期高齢者診療料などにつきまして、あわせて改定結果の検証をしていくという動きがございまして、現在、その動きをしておる最中でございます。

こうした状況から、広域連合といたしましては、これらの包括的なものがどのような影響があるのかは不確定な部分が多いということで、現在はその状況を見守っているところでございます。

最後に、後期高齢者医療制度立ち上げに関する経費でございますけれども、事業としては、当広域連合設立前の平成18年8月から準備委員会が行われておりまして、18年度の決算につきましては1億円、19年度の決算では29億3,000万円が使われております。これら制度を立ち上げた経費につきましては、一部国からの補助がございましたが、原則市町村からの負担により賄っているところでございます。

なお、制度立ち上げのための主な項目及び金額につきましては、人件費を除きますと、電算システム構築費用として7億300万円余、職員が使用するパソコン等の購入設備として1,300万円余、財務会計システム導入費としまして380万円余などとなっております。

なお、電算システムにつきましては、名古屋市を除きまして、県下市町村振興協会から全額各市町村に助成がされておりまして、実質的な市町村の負担はないものとなっております。

ます。

以上でございます。

○議長（諸隈修身） 加藤芳文議員。

○21番議員（加藤芳文） 3点ばかり、簡単ですけど申しますけれど、短期保険証の発行基準と有効期限がどのようになっているのか。

2番目に、人間ドックに対する補助制度の内容はどのようなものか。

3点目として、全国の広域連合の中で心電図検査、眼底検査、貧血検査といった詳細項目の健康診査事項を行っているところはあるか。

この3点でございます。

○事務局長（羽谷篤） 議長、事務局長。

○議長（諸隈修身） 羽谷事務局長。

○事務局長（羽谷篤） 3点ほどお尋ねでございます。

1点目の短期保険証の発行基準でございます。これは国のガイドラインを踏まえて策定しておるものでございまして、保険料を滞納している被保険者が十分な納付相談、指導の機会を設けたにも関わらず、納付相談等の再三の呼び出しに応じていない場合、それから、納付期限から6カ月を経過した滞納保険料を有し、かつ納付誓約書に基づく自主納付をされたとしても、滞納額の減少が見込まれないと判断される場合に交付するというふうに決めさせていただいております。また、有効期限は6カ月以内というふうになっております。

次に、人間ドックの補助制度の内容のお尋ねでございますけれども、これは、市町村が実施している人間ドック事業に対しまして助成するもので、委託料だとか消耗品費、印刷製本費などの経費につきまして全額補助、これは10分の10が国でございまして全額補助させていただいているところでございます。

3点目の全国での詳細項目の実施状況でございますが、私どもが承知しているところでは、全国で19の広域連合が実施していると、このように承知しているところでございます。

以上でございます。

○議長（諸隈修身） 続いて、33番、田口一登議員。

○33番議員（田口一登） 議長、33番。一般質問を行います。2点お尋ねをいたします。

まず、後期高齢者医療制度に加入しない65歳から74歳までの障害者に対する医療費助成について質問します。

65歳から74歳までの障害者については、法律上は、後期高齢者医療制度への加入は本人の選択になっていますが、愛知県では、障害者医療費助成を受ける場合には後期高齢者医療制度への加入が条件とされているため、事実上の65歳からの強制加入になっています。愛知県のように、後期高齢者医療制度への加入を障害者医療費助成の要件としていたところは10道県ありましたが、国からの検討要請を受けて、これまで4県でこの制度への加入を助成要件としないようにするなどの見直しが行われました。一方、4道県では、現行どおりこの制度への加入を助成要件とし、残る2県、そのうち1県は愛知県ですが、いまだ検討中とのことです。

後期高齢者医療制度は、先送りされるとはいえ、廃止の方向です。しかし、廃止される

までの間も、65歳を迎えた障害者は、愛知県では医療費助成を受けるためにいや応なしにこの制度に加入しなければなりません。近々廃止になる予定の制度にどうして障害者は65歳から加入しなければいけないのか。愛知県でも後期高齢者医療制度への加入を障害者医療費助成の要件としないよう見直されるべきです。

そこで連合長にお尋ねします。障害者医療費助成の要件の見直しの検討状況について、愛知県からどのように聞いておりますか。広域連合から愛知県に対して、後期高齢者医療制度を選択しない65歳から74歳の障害者にも障害者医療費助成を適用するよう強く求めていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

次に、医療費の一部負担金の減免について質問します。

私は、昨年8月の定例会で、医療費の窓口負担、すなわち一部負担金の減免について、本広域連合では、災害により住宅に著しい被害を受けた場合における免除だけに限定されている点を指摘し、さまざまな事情で収入が激減した場合も減免の対象とするよう求めました。これに対して事務局長は、もろもろの事情による収入激減者に対しても一部負担金の減額、免除、徴収猶予等の措置について、市町村との協議も踏まえて今後検討を進めていくと答弁されました。

そこで事務局長にお尋ねしますが、一部負担金の減免規定について、その後どのように見直しを検討し、改善されたのかお聞かせください。

以上で第1回目の質問を終わります。

○広域連合長（佐原光一） 議長、広域連合長。

○議長（諸隈修身） 佐原広域連合長。

○広域連合長（佐原光一） 私からは、愛知県の障害者医療費助成制度についてのお尋ねについてお答えをさせていただきます。

障害者医療費助成の要件の見直しにつきましては、現時点では、愛知県から、平成22年度は見直しを行わない旨聞いております。愛知県に対しまして障害者医療費助成を適用するよう求めるべきとのことですが、愛知県は、後期高齢者医療制度など他の法令等の医療制度を優先すべきと、そういった考え方で現行制度を運用しております。このことにつきましては、県全体の障害者福祉政策の中で大変大きな事柄であると考えておりますが、保険者としての立場、その立場からこの適用を求めることは難しいものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○事務局長（羽谷篤） 議長、事務局長。

○議長（諸隈修身） 羽谷事務局長。

○事務局長（羽谷篤） 続きまして、医療機関窓口での一部負担金の減免の規定につきまして申し上げます。

一部負担金の減免規定につきましては、ご指摘のように、8月の議会でそのような答弁をさせていただきました。現在、国からの通知に準じまして、もろもろの事情で収入が激減した場合でも、減免、免除、徴収猶予等の措置ができるよう、他の広域連合及び県下市町村個々の実施状況の調査、さらには、市町村職員との協議を重ねるなど検討を進めて参りました。その結果、平成22年度からの実施に向けまして、国からの通知に準じました規定の見直しや関係機関との最後の調整を現在進めているところでございますので、ご理

解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○33番議員（田口一登） 議長。

○議長（諸隈修身） 田口一登議員。

○33番議員（田口一登） 65歳から74歳までの障害者に対する医療費助成についてですが、愛知県の平成22年度は見直しを行わないと、こういう姿勢は大変問題だと思います。後期高齢者医療制度は廃止の方向なのですから、この制度への加入を医療費助成の要件としないよう見直すことを私は愛知県に求めたいと思います。

医療費の一部負担金の減免についてですが、もろもろの事情で収入が激減した場合も、減額や免除、徴収猶予の措置ができるよう規定を見直し、来年度から実施をするとのことですが、これは一歩前進だと思います。

ただ、国民健康保険の場合でも、一部負担金の減免については、制度の周知不足もあると思うんですけれども、適用件数が大変少ないという実態があります。ですから、制度の周知を徹底する必要があります。例えば、保険証を更新するときに冊子を同封されていますけど、その冊子の中に一部負担金の減免制度についても明記したり、あるいは市町村の窓口で減免制度の紹介のチラシ、申請書を置く、こういった形でPRに努めていただきますよう要望しておきます。

なお、医療費の一部負担金の減免が適用されるのは、今回規定を見直すにしても、特別な事情がある場合に限られます。ごく少数の方に限られます。私は、75歳以上の高齢者については、医療費の窓口負担を無料にすることを国に求めたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（諸隈修身） これで一般質問を終わります。

日程第16、請願第1号「後期高齢者医療制度の保険料に関する請願書」を議題とします。

請願の要旨等については、事務局に報告させます。

○議会事務局長（加藤日出次） 請願第1号「後期高齢者医療制度の保険料に関する請願書」について、受理は平成22年1月25日、請願者は愛知県社会保障推進協議会議長、徳田秋さんで、紹介議員は田口一登議員でございます。

請願の内容でございますが、1、今年4月からの保険料引き上げを行わないでください。2、低所得者に対し、愛知県独自の保険料軽減制度を設けてください。3、愛知県に対し、健康診査事業などへの補助を強く求めて、高齢者の保険料負担を軽減してくださいというものであります。

以上でございます。

○議長（諸隈修身） 本件請願については、当局見解について説明を求めます。

○事務局長（羽谷篤） 議長、事務局長。

○議長（諸隈修身） 羽谷事務局長。

○事務局長（羽谷篤） 請願第1号につきまして、当局の見解を申し上げます。

1点目の保険料の引き上げでございますけれども、今回の保険料率の改定におきます試算によりますと、何らの抑制措置を講じない場合には、平成21年度に比較いたしまして11.99%増加するということとなります。そうしたことから、保険料の増加抑制を図る

ために県と協議する中で、余剰金等の活用、県に設置されている財政安定化基金を最大限活用することにより4.95%増まで抑制することが可能となっております。これにより、低所得者の方で被保険者均等割額9割軽減に該当する方は年間で100円の増、8.5割軽減に該当する方は200円の増に抑えることができるなど、保険料の増加が避けられない中、最大限の措置を行ったものでございます。

次に、2点目の愛知県独自の保険料軽減措置の創設でございますが、国においては、平成21年度は、低所得者の方に対する被保険者均等割額の軽減を実施しております。所得割額についても5割の軽減が実施されております。これらの軽減措置は、平成22年度以降、国は同様の措置を継続することとなりますので、保険料の軽減は図られているというふうに考えております。低所得者減免など多数の方が該当する軽減を行うのであれば、独自減免ではなくして全国的に行うべきものであり、国の軽減措置の中で行うべきものではないかと、このように考えております。

3点目の、愛知県に対して健康診査事業などへの補助を強く求めることにつきましては、健康診査事業に対する県への要望を昨年4月に提出したところでございますけれども、平成22、23年度を財政の運営期間とする保険料率の算定におきまして、財政安定化基金の増額等によりまして、当広域連合に交付金等をしていただく保険料の増加抑制策をしていただきました。これは間接的ではございますけれども、健康診査事業への財政支援の要望にも配慮されたものと考えておりまして、保険料の軽減につながっているものではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（諸隈修身） 請願第1号について質疑の通告はございませんでしたので、これより討論を行います。

33番、田口一登議員から討論の通告がございましたので、討論を許します。33番、田口一登議員。

○33番議員（田口一登） 議長、33番。「後期高齢者医療制度の保険料に関する請願」について、賛成の立場から討論を行います。

まず、第1項の今年4月からの保険料引き上げを行わないことについてですが、先ほど来申し上げて参りましたように、保険料の引き上げは、後期高齢者に負担増を強いるものであり、やめるべきです。

次に、第2項の愛知県独自の保険料軽減制度の創設についてです。

全国の広域連合の中には、独自の保険料軽減制度を設けているところがあります。例えば東京都広域連合では、葬祭事業、審査支払い手数料、財政安定化基金拠出金、収納率による保険料上乘せ分の4つの事業について、保険料算定から外して区市町村負担とすることによって保険料を軽減してきました。

本広域連合としても、特に低所得者に対する独自の保険料軽減制度の創設が求められています。

次に、第3項の愛知県に対して健康診査事業などへの補助を求めて保険料負担を軽減することについてです。

健診事業への都道府県からの補助については、平成20年度に11の都道府県で広域連合への補助が行われています。本広域連合も、昨年7月、愛知県に要望書を提出しました

が、愛知県からの補助は実現していません。

愛知県は、保険料の増加抑制策として財政安定化基金の積み増しと取り崩しを行う予定ですが、それとは別に健診事業などへの補助を行っていただければ、さらに保険料負担を軽減することができる訳ですから、繰り返し愛知県に求めるべきです。

以上の理由から本請願の採択を求めて、賛成討論を終わります。

○議長（諸隈修身） 討論を終わり、これより採決いたします。この採決は起立によって行います。

請願第1号を採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（諸隈修身） 起立少数です。よって、請願第1号は不採択とすることに決定しました。

日程第17、請願第2号「資格証明書の発行を行わないことを求める請願書」を議題とします。

請願の要旨等については、事務局に報告させます。

○議会事務局長（加藤日出次） 請願第2号「資格証明書の発行を行わないことを求める請願書」について、受理は平成22年1月25日、請願者は愛知県社会保障推進協議会議長、徳田秋さんで、紹介議員は田口一登議員でございます。

請願の内容ですが、保険料未納者への資格証明書の発行は行わないでくださいというものでございます。

以上です。

○議長（諸隈修身） 本件請願については、当局見解について説明を求めます。

○事務局長（羽谷篤） 議長、事務局長。

○議長（諸隈修身） 羽谷事務局長。

○事務局長（羽谷篤） 請願第2号につきまして当局の見解を申し上げさせていただきます。

保険料未納者への資格証明書の発行につきましては、資格証明書の対象となる方は、保険料を納付する資力が十分にありながら、特別の事情もなく保険料を1年以上滞納している方であり、被保険者間の負担の公平の観点からやむを得ず行う措置であると考えております。

資格証明書につきましては、国の通知に基づく適正な手続の元に低所得者への配慮や十分な納付相談を行い、特別な事情の把握等に努め、それでもなお特別の事情もなく保険料を滞納し続けている方に対しまして、資格証明書を交付しても必要な医療を受ける機会が損なわれないと認めるときに限って厳格に適用をすることとしておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（諸隈修身） 請願第2号について質疑の通告はございませんでしたので、これより討論を行います。

33番、田口一登議員から討論の通告がございましたので、討論を許します。33番、田口一登議員。

○33番議員（田口一登） 最後の発言になります。「資格証明書の発行を行わないこと

を求める請願」について、賛成の立場から討論を行います。

資格証明書の発行について答弁をされた連合長ですが、先ほどの特別会計予算の質疑の中で、厚生労働大臣の原則資格証明書は交付しないとの方針に基づいて出された厚生労働省の通知を踏まえて、より厳格な運用を徹底すると答弁されました。

原則として交付しないという国の方針は、資格証明書は交付しないようにせよという趣旨だと私は受け取っております。実際、全国で資格証明書を交付した事例は聞いていません。高齢者は病気にかかりやすく、受診の遅れが命に関わります。保険証の取り上げという資格証明書の発行は、制度開始までの間、あと3年ちょっとですね、1件もあってはなりません。本広域連合としても、この立場に確固として立つことを求めたいと思います。

以上の理由から本請願の採択を求めて、賛成討論を終わります。

○議長（諸隈修身） 討論を終わり、これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

請願第2号を採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（諸隈修身） 起立少数です。よって、請願第2号は不採択とすることに決定しました。

以上をもちまして、本定例会に付議された議案の案件の審議はすべて終了いたしました。

広域連合長からあいさつしたい旨の申し出がありますので、これを許可します。

○広域連合長（佐原光一） 議長、広域連合長。

○議長（諸隈修身） 佐原広域連合長。

○広域連合長（佐原光一） 愛知県後期高齢者医療広域連合議会の定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今回の定例会におきましては、提出いたしました案件につきまして、ご審議の上議決を賜り、厚く御礼を申し上げます。

開会のごあいさつで申し上げましたとおり、国においては新たな制度の創出に向けて検討が進められておりますが、制度の運営を扱います私ども広域連合におきましては、ご承認をいただきました保険料率の改定及び平成22年度当初予算等に基づきまして、被保険者の方々の視点に立って、しっかりと現行制度の運営に努めて参る所存でございます。

今後も、後期高齢者医療制度の安定した運営のために、皆様方からいただくご意見に十分耳を傾けながら、さらには、市町村を始め関係機関ともしっかりと連携を図りながら制度の運営に精励して参りたいと考えております。議員の皆様方におかれましては、引き続き格段のご指導、ご協力をお願いする次第であります。本日はまことにありがとうございました。

○議長（諸隈修身） これをもちまして、平成22年第1回愛知県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

午後5時13分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

愛知県後期高齢者医療広域連合議会

議 長 諸 隈 修 身

署名議員 太 田 博 康

署名議員 加 藤 芳 文